

第1次総合計画基本構想特別委員会会議録

平成19年 5月15日(火)

(開会) 10:00

(散会) 16:15

○ 委員長

ただいまから第1次総合計画基本構想特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。本日からの質疑、審査につきましては、お手元に配付しております第1次総合計画基本構想審査順序に記載のとおり、各項目に区切って質疑を行いたいと考えております。

また、質疑は、通告されているものから行っていただき、その後で通告以外の質疑があればお受けしたいと考えております。

そして、最後に、討論、採決を行うということで審査を進めてまいりたいと考えております。

以上のように、委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 川上委員

おはようございます。配付資料の審査順序の中では、今委員長が言われた各項目ごとの質疑が1番あって、2番目に総括質疑があるんですね。委員長の方からは、その点の報告はなかったように思いますが、ありましたかね。

○ 委員長

最初に、皆さん、お配りしております審査順序どおりに進めてまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。（「総括質疑はするっていうことですね」と呼ぶ者あり）最後に。（「言うてやり。1、何、2、何、3、何ちゅうて言うてやったらいいやない」と呼ぶ者あり）

では、お伝えさせていただきます。

第1に、各項目ごとの質疑、第2に、総括質疑、3に、討論、採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

では、進めてまいります。

次に、先日の委員会で要求のありました資料につきましては、お手元に配付いたしておりますのでよろしくお願いたします。

最後に、執行部の皆様に要望いたします。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、はっきりと的確に答弁をしていただきますように、特に要望しておきます。

それでは、早速、審査に入ります。「議案第6号 第1次飯塚市総合計画基本構想を定めることについて」を議題といたします。

まず、序論第1章計画策定の背景と目的について、1ページから3ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

基本構想案の3ページ、第1章の最後の段落になりますが、この中で次のように記述があります。「第1次飯塚市総合計画は、合併前に策定した新市建設計画の考え方を基本とし、行財政改革大綱及び行財政改革大綱に基づく実施計画（以下、行革大綱という）と整合性を図りながら」、このように書いてあるわけですね。

それで、このところについてお尋ねをしたいわけですが、最初に、この総合計画策定の経過を行革大綱との関係を含めて改めて紹介をしてください。

○ 総合政策課長

お答えいたします。私の方から総合計画の取り組み、審議経過について説明させていただきたいと思っております。

総合計画審議会の審議経過につきましては、第1回目を昨年11月6日、第2回目を11月14日、第3回目を11月の21日、第4回目を11月29日、そして、最後ですが、第5回を12月4日、週1回程度のペースで精力的に審議を行っていただいたところでございます。

そして、12月の6日に答申をいただいております。以上でございます。

○ 川上委員

その行財政改革大綱は、昨年の夏からつくり始めたんでしょう。これは、どういう経過で答申まで行きましたか。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革大綱、それから、大綱に基づく実施計画でございますが、これにつきましては、この合併後、本市が財政的な危機的状況にあるという中で、昨年の6月16日でございますが、推進本部を立ち上げております。

それから、推進委員会、これは、市長の諮問機関でございますが、この推進委員会を8月3日に立ち上げて、11月6日に大綱、それから、大綱に基づく実施計画を策定いたしましたものでございます。

○ 川上委員

そうしますと、先ほどの総合政策の答弁あわせて考えると、昨年の6月16日に行革の推進本部がつくられて、8月3日から11月6日までの間に行革委員会で審議をして、この6日の日に大綱と実施計画を策定発表したと。まさにその日にこの総合計画審議会第1回目の会合を行ったということですね。

4回会合を開き、1カ月後の12月6日、答申を出したという経過だと思うんですが、確認してもらえますか。

○ 総合政策課長

総合計画の審議会の方は、審議を計5回でございます。そして、12月6日、別の日に答申をいただいております。以上です。

○ 川上委員

わかりました。非常に短い期間の審議なんですね。そこで、合併前にこの新市建設計画策定されております。今度の総合計画は、この新市建設計画の考え方を基本としということになってるんですね。具体的には、特に重視して、この建設計画踏まえたところは、どういったところなのか。また、その総合計画をつくるに当たって、その発展させたというか、改めたというか、そういったところはないですか。お尋ねいたします。

○ 総合政策課長

この総合計画策定に際しまして、基本的な考え方、都市目標像、また、地域の今後の整備のあり方等々、基本的に新市建設計画を引き継いだ内容でございます。

ただ、先ほども触れましたように、合併いたしまして財政的な非常に厳しい状況という中で、行革大綱等との整合性を持たせていくという部分がやはり現実的になってきたという状況でございます。以上です。

○ 川上委員

ただいまの答弁聞いてますと、新市建設計画を基本的には据えておるんだけど、合併前の認識と違って、財政危機が深刻だというのが明らかになって、それで、今回の総合計画では、行財政改革の徹底的な進行ということとリンクさせてやった点が発展させたところだというふうなふうに聞こえますけど、そういうことですか。

○ 総合政策課長

予想以上の財政危機ということで大綱との整合性をとらせていただいております。以上です。

○ 川上委員

そこで、どうしてそういうふうな予想を上回る事態が生じたのか、ちょっとお尋ねいたしましょう。

○ 財政課長

財政的な逼迫した状況といたしまして、合併前もそういう状況でありました。それで、平成16年から18年にかけて三位一体改革がとり行われました。その中での国の補助金、交付税、税源移譲、その三つの項目で取り組みが行われたわけですが、その一般財源の影響額として23億円程度の一般財源の減少という影響を受けておりますので、そういうものが大きな要因かと思われまます。

○ 川上委員

その23億円というのは単年度でしょう。ですから、その16、17、18の3カ年ということですか。

○ 財政課長

16、17、18、それぞれ取り組みが行われまして、18年度の単年度の影響額でございます。

○ 川上委員

じゃ今の数字は23掛ける3で、69億円という3カ年では、というふうに理解していいですか。

○ 財政課長

取り組みがそれぞれ行われておりますので3掛けるにはなりません。1年度がここには資料を準備しておりませんが、影響額が年々大きくなったということで、全体が見えたのが18年度でございますので、18年度の影響額が23億円——約23億円ということでございます。

○ 川上委員

合併に当たって、合併しなければ、このまま旧自治体はもう財政危機で、経営がもう成り行かないというような宣伝がされて、その一方で、合併をすれば、必ずしも楽ではないけれども、交付税措置とか有利なことがあって成り行きやすいというような宣伝だったんですね。

合併半年前の12月あたりに40億円の財源不足になるだろうと見通しがあったんだけど、合併初年度は52億円という宣伝がされたわけですよ。そこで、あなた方は、大急ぎで行革をさらに進めると、国の指導もあってやってきたわけだけれども、市民の意見はまともに聞いてない。これは、繰り返しになりますが、行革の委員会の副委員長が公式の場で発言したことです。

それで、市民の意見もまともに聞いてない、この行革大綱実施計画、これとの整合性を図って、あなた方はこの基本構想をつくろうというわけですね。しかも、これは先ほど答弁あったように、5回と言うけれども、時間数にしたら6時間ぐらいありますか。第1回目が1時間でしよう。第2回目が2時間、そういう感じでやってるんですよ。だから、朝から晩まで仮にやったとしても2日で終わるような審議をしたわけです。それが、必ずしも悪いというわけじゃありませんけれども、住民の意見を聞く間はなかったはず。これだけははっきりしてると思うんですね。

それで、お尋ねします。この市民の意見を聞かなかった行財政改革大綱及び実施計画と整合性を図るという基本構想、あなた方は、具体的にはどういう点で整合性を図ろうとしておるのか、幾つか主要な点についてお尋ねをしたいと思います。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほど質問者が言われておりましたが、行財政改革大綱、それから、実施計画につきまして

は、パブリックコメントの手法に倣って意見募集いたしましたし、タウンミーティングの中でも意見をお聞きいたしております。この意見につきましては、推進本部会議、それから、推進委員会の方に報告いたしております。

それから、行革大綱と総合計画の整合性の関係でございますが、この総合計画の基本構想、それから、基本計画につきましては、長期的、総合的な視野に立って将来のまちづくりを行っていく上で必要な本市の目指す将来の姿、方向性を定めるものでございます。

この総合計画でございますが、をつくるに当たりまして、まず、行革大綱、それから、実施計画をつくったわけでございますが、早期に本市財政の危機的状況を打開し、安定、充実した行財政改革基盤を確立させる必要があることから、平成18年度合併直後でございますが、起点といたしまして平成22年度までの5年間を計画期間といたしまして策定したものでございます。

この総合計画と行革大綱等で計画期間には差異がございますが、双方とも目指すところは、将来を見据えた中で魅力あるまちづくりを行うためのものであり、互いに整合性を保ちながら必要があれば随時見直しを行うことにいたしております。

○ 川上委員

この整合性というのが、新市建設計画のときは財源不足の認識は弱かったと。基本構想のときには、そこが予想外の事態になったと。そのところを行革で取り結んで整合性を持たせていこうということなら、余り——、大丈夫かとは思いますが。

つまり、先ほど答弁がありました、その23億円という話もありましたけれども、今の財政危機というのは天災じゃないでしょう。原因があるわけですね。この原因にきちんと目を向けて、そこに手当をしていくと。そこに整合性が生まれるんじゃないですか。あなた方の言うてる行革というのは、あたかも今の財政問題が天災であるかのように聞こえるわけです、読めるわけです。キチンとどうしてこういう事態になっておるのか。原因究明、対策、そこをやらないと整合性をとるといふわけにいかないんじゃないですか。その辺はどうお考えですか。

○ 財務部長

合併前に財政の見通しが甘かったんじゃないかという御指摘でございますけれども、新市建設計画の中でも、合併しても財政は非常に厳しいということは見込んでおりました。ただ、それよりもさらにもう少し厳しいと思ってた以上に厳しかったということは事実でございます。その原因究明も当然考えねばなりません、もちろん御存じのとおり、本市では7・19の水害、こういうことでもいろんなやっぱりケースが、三位一体の改革が、先ほど財政課長が言いましたように、大きな要因ではございます——これはひとえに非常に大きな要因ではございませんけれども、それプラスいろんな要因がたくさんございます。

ただ、整合性という問題でいきますと、この総合計画の審議会の委員さんの意見の中にも絵にかいたモチじゃつまらんんじゃないかと。財政見通しはどうなつとるんかと。実際のその財源見通しをきちっと立てた中で総合計画は立てるべきではないかという総合計画の委員さんの発言もあって、その中でも財政の見通しなりを行革をきちっとやっていますという答弁も担当の方から差し上げております。

ただ、新市建設計画をもとに、この総合計画が策定されておりますけれども、その中で具体的な項目じゃなくて、考え方として、この行革、財政基盤をきちっとしていこうということで、そういうことを前提にある程度この基本構想が練られたと。そういうところで全体の整合性を図っていったということでございます。

○ 川上委員

私は、今の飯塚市民、住民が求めている行財政改革というのは、そのむだを削って、そして、その暮らしとか福祉とか中小企業の経営応援、振興、これに回してもらいたいというのが行財政改革、市民が求める中身だと思わうんですね。

先ほど言いました、飯塚市が合併前の状態も含めて当てはまると思うんですが、このように財政が厳しくなった理由は私は三つあると思うんですね。

一つは、一番大きいのは国の地方財政保障に対する責任放棄ですよ。これは、交付税から補助金から名前としては三位一体改革とか言ってますけど、実態は先ほど答弁があったとおりですね。

それから、もう一つは、これも国の責任が大きいんだけど、夕張と同じように、大型開発を誘導されて、借金返しには後年度、国が交付金で少し面倒見るからと言われて、いろんなことやってきた。そして、同和対策事業も入ってますよ。

3点目として、やっぱり今の全国的な景気の動向、それから、人口減だとか社会的変動の問題があると思うんですよ。

だから、そういう認識を持った整合性というのを考えられておるのかというを思ったんだけど、そこのところはどうですか。今のやりとりの中では、余り明確じゃないと思うんだけど、市長、どうですか。

○ 財務部長

今、質問者が言われるとおり、いかに住民サービスを、もちろん基本的には行革が目的、これは再三にわたって申し上げております。行財政改革というのは、これは一つの手段であって、決して目的ではございません。今言われるように、いろんな福祉の政策あるいは一般的に言われてます社会的弱者への住民サービスの提供、これするに、何もそのサービスを提供するに当たっては、いろんなやっぱり基本的な財源が必要となってまいります。ですから、そういうことが将来にわたってきちっとできるように、やはり新しい飯塚市としての財政基盤を立て直して、その上でいろんな住民サービスに基本的には振り向けていかれるような財源を確保しようというのが行革の基本的な目的でございますので、その点はひとつ御理解をお願いいたします。

○ 川上委員

この項目については、今から述べる、意見を述べてくろうと思うんですが、部長は、答弁では行財政改革で財政再建なり財政を好転させて、そして、住民の福祉増進とか、暮らしに手がけたいという段階的な感じのお話なんですね。市長も3年ぐらい我慢してくれというようなことをタウンミーティングとかでいろいろ言われてるようですが、実は、住民の福祉を増進しながら、市財政を好転させる、軌道に乗せていくという道があると思うんですね。ここに頭を絞らなければならぬと思うわけですよ。これは、両立するというか、住民の福祉を増進するというのは、自治体と行政の使命ですもん、もともとの。できないのは何かというと、不要不急の大型のプロジェクトですよ。これはもうムダなものはやめてしまう。それから、必要だけど今でなくてもいいものは先に少し送るとか、これはなかなか両立しないですよ、財政再建と。もともと今日の財政困難に陥った要因の大きい一つですね、目尾地域振興計画だとかね。

ですから、そのスタンスをキチンとしないと、この総合10カ年計画、総合計画というのは、いつまでも住民のために目が向かないと。目が向くのはサービスの低下と負担の押しつけと。しばらくの間痛みは我慢してもらいたいと。5年か6年ぐらい前に聞いたでしょう、国会で。そういうことをまた飯塚で言ってるぐらいのもんですよ。

ですから、私は、観点としては、住民福祉増進を図りながら、これをキチンと据えながら財政再建を行っていくと。むだ、浪費、不要不急のものは先送りでも凍結でも何でもするというこの構えが必要ではないかと思うわけですね。

以上、意見述べて、この項の質問は終わります。

○ 委員長

では、次に、江口委員に質疑を許します。

○ 江口委員

先ほど川上委員の方から質疑等がございましたので、行革との関連については1点だけお聞

きいたします。

この記述を見ますと、本当にこの総合計画の基本構想と横並びのような形で行革の大綱があるようにとれるわけです。本来であるならば、行革の大綱は、この総合計画の基本構想の下部に当たるべきものだと思っています。ただし、どうしても職員の皆様方並びに行政の運営をあずかる市長が意識しなければならないというのわかるんです。そうするならば、この意識しなければならない、ここまで書き込むならば、1点だけ行革の大綱について今は議決等とはっておらないんですが、議決案件として考えること等も必要になってくるのではないかと思います。その点についてはどのようにお考えか、1点だけお聞かせください。

○ 行財政改革推進室主幹

この行財政改革大綱、それから、それに基づく実施計画でございしますが、法的に言いますと、この分につきましては、議決の必要はないものでございます。しかしながら、個々具体的な推進項目につきましては、条例改正なり予算に当然かかわってきますので、その時点で議会の方に御提案をしていきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

その考え方よくわかるんです、今までもそうでしたから。ところが、やっぱりここまで書かれて、やっぱり非常に考えるベースとして大切にしなければならない。であるならば、その先に全体の形を現状では法的な議決案件としては必須ではありません。マスタープラン、総合基本構想は必須ではあるけれど、行革の大綱は必須ではない。けれども、それを議決案件として処理をすることも考えていただいております。ぜひその点、御検討ください。この質問については以上で終わります。

次、よろしいですか。

この基本構想をざっと見ましても、この現状の飯塚市、1市4町が合併して誕生した新飯塚市の基本構想ですね。それに限定した形になっております。一たん合併をしましたが、その合併に来るまでの紆余曲折等を考えると、その次の合併もじゃこの10年で視野に入れる必要があるのではないかと考えております。ただし、ここに書きづらいのも現実なんです。その点について、どのように考えられて、個々の計画を策定されたのか、まずお聞かせください。

○ 総合政策課長

今回の基本構想につきましては、新市になって初めてのまちづくりの目指すべき将来目標像を実現するために策定するものでございます。

確かに、過去嘉飯山2市8町の合併を目指し、紆余曲折を経まして今回の合併にたどりついた経過もございします。

しかしながら、今回はあくまでも1市4町の合併協議において策定されております新市建設計画に基づく基本にしながら総合計画を策定しておりますので、今、委員御指摘の次の合併に関しましては、期日触れておりませんし、考慮いたしてはおりません。以上でございます。

○ 江口委員

行政運営に際して、次の合併を視野に入れて検討するのかどうか。やはり今の現状では、この1市4町でいく限りはっていうビジョンがあるかと思いますが、その周りも含めて検討しなければならないのは常だと思います。

そこも含めた形で行政運営を検討していきながら、1市4町の枠のままではこの姿を目指すというのか、それとも1市4町の枠のまま、そのほかのオプションはすべて外した中で私たちは10年間は単独でやっていくよというふうな考えなのかどうか、お聞かせください。

○ 企画調整部長

今回策定いたしておりますこの基本構想につきましては、この飯塚市の将来の目指すべき方向性を示したものでございます。この中に、次の合併を踏まえた部分が入っていないのではないかとというような御質問だと思います。確かに、その部分につきましては、これは新市建設計画

を基礎としまして、このような基本構想を策定いたしました次第でございます。

この飯塚市が合併しまして、自立した将来に向かって住み続けたいまちという形でのこの基本構想を作成いたしております。まずは、この飯塚市の目指すべき方向性をしっかりと基軸に置いた中で、これをこの構築に向けて進めさせていただきたいと。また、財政基盤も極めて逼迫いたしております。したがって、この財政基盤を強固なものとして、また、足腰の強いこの飯塚市の財政基盤を確立するというをまず前提に据えたものでございます。

しかしながら、いわゆる次の合併ということもでございます。これにつきましては、次のステップということで、議員の皆さん、それから、市民の皆さん等々の御意見等も十分に踏まえた中で次のステップについてじっくりと考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 江口委員

今のお話では、要は10年の中でそれを意識してやるかどうかなんです。これはある意味政治の決断の部分もでございます。市長のお考えの中では、多分にその部分もオプションとしては入っているかと思うんです。それについては、だから、10年の中で、それも考えた上で行動するのかどうか。その1点だけお聞かせください。

○ 企画調整部長

今、この10年、目標年度でございます10年以内に、その次の合併も見据えた中でやっていくのかという御質問でございますけど、私先ほど御答弁申し上げましたように、まずは、この飯塚市の将来に向けてのまちづくり、それから、財政基盤をしっかりと構築していくということをまず前提に置いて、次のステップとしてそういう事情といいますか、実情といいますか、皆さん方のいわゆる盛り上がりといいますか、そういうのが出てきた時点で、そこでまた考えていきたいというふうに思っている次第でございます。

○ 江口委員

今のを聞いても意味がわからないんです。10年以内できちんとそれを含んで、外の盛り上がり起きたから考えるのではなくて、主体的に飯塚市としてそれを含めた上で行動するののかどうかなんです。外からではなく、自分たちから考えるののかどうかです。

これは、ある意味、行政の職員の方々だけでは盛り込めない部分があるかと思えます。これはある意味、このまちづくり全体を市民も含めてこれをつくっていかうところですよ。じゃ、議論の中でそれは全く出なかったののののの。それを考えなくてはならないよっていう、これはまず出なかったののののの、教えていただけませんか。

○ 総合政策課長

審議会のときの論議でございますが、確かに今後合併に、次の合併にという御意見も賜ったと記憶をしておりますが、1市4町合併直後の第1次総合計画審議の中で、私ども事務局の方といたしましては、まずは新市の、新しい1市4町のまとまり、まちづくり、それをこの1次では行っていきたいという説明を行ったというふうに記憶しております。そういう中で、皆さんの御理解もいただいたというふうに思っております。以上です。

○ 江口委員

それでは、市長に1点要望がございます。

どうしてもその次の、今の枠の中だけで考えるのでは、今の飯塚市の枠の中だけで、これから先10年を考えるのでは、やはり限界がある部分もあると思っております。その中で、市長自身ももう少し大きな自治体を目指すという考えを述べられたこともございます。とするならば、行政運営の中で、それも含めた中で、ここには書き込んではないんだけど、ベースとしては一番飯塚市として、このエリアとして一番いい形を意識した上で行政運営をしていただきたい。それを意識しながら、それを全くこの10年は考えないというスタンスではなくやっていただきたいと思っておりますが、どうでしょう。もちろんやっていただけるとは思うんですが、市長のお考

えをお聞かせください。

○ 市長

筑豊のエリア、約30万ぐらいの筑豊というエリアを考えたときに、早く一つの筑豊という、これは嘉麻市、桂川町のことを含めてですけれども、思いは十二分にあります。しかし、先ほどの行財政をまた危機宣言をしたような流れの中で財政的なものを考えると、やはり福祉、教育、すべての面に関してそう早急に嘉麻市、桂川町との合併を頭に置いた、観光とか地域の産業とか、そういうことに対する協働の動き方はありますけれども、財政的に考えたり、施策をそこに明確に打ち出して、ともにやっていくということに関しては非常に難しいんじゃないかなろうかというふうには感じております。

だから、やれること。お互いが産業にしても、また、観光にしても、ブランド化にしても、いろんな財政的にお互いが負担がかかったり、また、我々に負担がかかったりするというところは次の段階というふうには考えておりますし、実際に今いろんな皆さんからの御意見等で新市に対しての財政的な福祉、教育、すべてに関して今我がまちで思う存分やれることがやれてない中で、そういうことを含めた絵というものはまだ考えておりませんが、それ以外にそういうことに関連じゃない部分に関しては市長会等、また地域の懇親会等がございますから、そういう意味での話し合っているのは今現在——話し合いというよりも話はしているというところですね。以上でございます。

○ 江口委員

多分に厳しい部分はあるんだけど、できることからやっというお話だと思います。ぜひその点を職員の方々も意識をしてやっていただきたいと思うわけです。やっぱりそこで、意識の差がある程度あると思っています。だから、その部分も含めて、エリアとして何がベストなのかをあわせて行動していただきたいと要望して、この質問を終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

○ 川上委員

合併問題について、今、市長がかなり重大なことを言われたわけですね。早々というわけにはいかないけれども、筑豊30万人を展望したいと。それは合併のことですか。

○ 市長

合併をすぐするというのではなくて、そういう絵をかいていながらというか、意識の中に持っていながら、やはり筑豊全体というものを私は見るべきだというふうには感じているということですね。

○ 川上委員

嘉飯山地域は、御承知のとおり平成合併、大合併ね、こういうことで今を迎えておるわけですね。直鞍地域のこと、もう御承知のとおりですね。それから、田川地域のこと、もう御承知のとおりですよ。それで、それぞれのまち、合併したところ、しなかったところ、今非常に緊張状態にありますよ。そういうときに、住民、何を基準にももの考えるかということ、合併して住民の方々がどこで喜び、どこで困っておるのかということ、きちんとして把握して、やっぱり考えていかないといけない、そういう段階ですよ。

ところによっては、また人によっては、合併してひとつもええことがなかったと。水が値下がりしたところもありますと。それから、ごみ袋が値下がりしたところもあります。でも今度防犯灯で合併前についた街灯が10何本も消されていくと。いろんなことが起こっているわけです。そういうこともまだ市長今からタウンミーティングするというふうには言われているわけけれども、あの市民の意見を聞いて、ものを考えていく必要があると思うんですね。

そういうときに、早々に30万だとかいうような話は軽々しく言うべきではないと、私は思うわけですね。どうお考えですか。

○ 市長

2市8町の合併というのを前提に、この合併が今飯塚市1市4町で合併された。そのときに、やはりそれぞれの地域の問題がありできなかった。私は大きなまちがいいというふうには思ってませんし、小さなまちもいいんじゃないか。それぞれ特徴のあるまちもいいんじゃないかと、そういうことも含めながら、江口議員は、そのトータル的な絵もかかれた意見が出ましたから、私もそれも踏まえた中で、また私も小さなまちがよければ小さなまちもいいんじゃないかと、そういうことを踏まえながら、これからの行財政——行財政というよりも地域全体のことも、桂川なんていうのは、非常に今合併したくて一生懸命アプローチはかけておられますけれども、実際にそれができるかできないかというのは、非常にこれはまた難しい問題でもありますし、また、逆にやればいいのかという意見もあるでしょうし、その辺は、しっかり今から聞いていきながら、30万都市をつくるのがいいのか、小さなまちでそのまま残った方がいいのかということのを考えながらやっていきたいということで、それをやるということじゃないわけですから、そういうことも構想の中に入れて考えてほしいという意見だったから、そういうことも考えながらやっていきたいという話をしてるところです。

○ 川上委員

これはもう質問ではなくて意見ですが、合併して2年目ですよ。今の段階で、次の合併などというのを行政として考える方がおかしいということ指摘して関連質問を終わります。

○ 委員長

次に、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

八児でございます。よろしくお願いいたします。

昨年の3月26日に合併をして、新市の誕生となりました。新市の将来のまちづくりを進めるために当たって、「限りある地域資源や財源を有効かつ最大限活用し、市民との協働を図りながら地方分権時代に即応できる簡素で効率的な行政運営の視点に立った行財政システムを構築し」というふうなうたっております。

私、穂波町というか、旧穂波町の出身でございますけれども、支所の方にちょこちょこは行きますけれども、そのほかにおいても、やはり執行部を初め職員の皆様方が一生懸命行財政改革に取り組みおるといことはわかっておりますけれども、ややもしても、やはり合併したことにより支所が少し寂れたとか、そういう話を聞いております。

また、こういう今文言の中にも、やはり「地域住民が幸せや豊かさを感じ」、そのようにうたっております。そういうことで、今後もやはり市民との協働の社会をつくっていくためには、やはり支所が大事じゃないかと思っております。そういうことで、合併して1年たちましたけれども、今後の支所のあり方についてお伺いしたいと思います。

○ 行財政改革推進室主幹

今後の支所のあり方についてでございますが、これにつきましては、行革の実施計画の中で支所、それから、出張所のあり方につきましては検討するようにいたしております。

今後、行革を推進していく上で、最も大きな課題でございます公共施設等のあり方の検討につきましては、市長の諮問機関でございます行革の推進委員会の下部組織といたしまして、あり方検討部会、これは仮称でございますが、早急に設置するようにいたしております。この検討部会におきまして、支所、出張所、本庁も含めてでございますが、今後のあり方についての基本方針もあわせて検討していただくようにいたしております。

○ 委員長

よろしいでしょうか。

では、次に、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

基本構想案の2ページになりますが、中ほどにこの総合計画の位置づけということで「総合

指針」という表現が2カ所あるんですね。一つは、「地域経営の総合指針となる総合計画」という表現です。

もう一つは、「市民参画・協働・人権尊重の総合指針」、この二つなんですが、この「地域経営の総合指針」、これの意味合いをお尋ねいたします。

○ 総合政策課長

総合計画策定は、地方自治体のみずからの進むべき方向を定め、個性的で自立したまちを構築する上でここで地域経営の起点に立った地域経営の総合指針となる重要な役割を持っておりという認識のもとにこういう記述をさせていただいております。

○ 川上委員

これは、実は、新市建設計画の計画策定の背景に書いてあることなんですね、結局ね。そこで、もう一つの「市民参画・協働・人権尊重の総合指針」なんですが、これは、新市建設計画の同じくくりのところにはなかった言葉なんですね。新たにこの4行が入ってるわけですよ。わかりますか。ちょっと読みましょうか。

中ほどですよ。「また、こうした個性的で自立したまちづくりや、すべての市民一人一人の人権が尊重される人権文化にあふれるまちづくりを進めていくためには、地域住民の参画と協働が必要不可欠な要素であり、市民と行政が新たなパートナーシップを確立し、協働のまちづくりを推進するための市民参画・協働・人権尊重の総合指針」とあるわけですね。

これは、なかなかわかりにくい。そこで、まずこの「市民参画・協働・人権尊重の総合指針」、どういう意味合いでここに記入されておるのか、まずお尋ねします。

○ 総合政策課長

先ほど申しましたように、「地域経営の総合指針」というのが今現在まだ今後総合計画に求められておる使命というふうに言われておりますが、次に、記述しております「総合指針」「市民参画・協働・人権尊重の総合指針」、これは、特に本市が個性的で自立したまちづくりや市民一人一人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくために市民と行政が新たなパートナーシップを築き、協働のまちづくりを推進するための市民参画・協働・人権尊重の総合指針というのを特に本市といたしましては強く求めていきたいという背景を述べておるところでございます。

○ 川上委員

この文章をよく読むと、この「市民参画・協働・人権尊重の総合指針」というのは、これこれのためにというのがあるわけですね。これこれのためにというところを拾うと、「人権文化にあふれるまちづくりを進めていくためには」と書いとるんですよ。この人権文化にあふれるまちづくりを進めていくためには、この総合指針としての役割が必要だっというわけですね。

ところで、この「人権文化にあふれるまちづくり」というのは、どういうことを指すんですか。どういうイメージと展望を持ってあるんですか。

○ 総合政策課長

人権文化という表現につきましてでございます。福岡県人権教育啓発基本指針によりますと、「人権文化とは、あらゆる人々が自己のみならず、ほかの人々の尊厳について学び、相互理解を深めていくことにより人権を尊重することが日常生活において定着、習慣化される状態」というふうにされております。言いかえますと、一人一人がほかの方へ思いやる心を持つことで、それが文化といった形に昇華した社会とも言えると思います。

本市におきましても、人権に関する諸問題の解決につきまして、重要な施策の一つとして取り組んでまいりましたが、この人権文化を一日も早く実現することを目指し、努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○ 川上委員

これももう少し読み込んでいきますと、市民参画・協働・人権尊重という流れで、人権尊重が

一番後ろについてるんですね。あたかも後でつけ加えたような感じですよ。人権尊重、基本的人権の保障とかいうのは、こんなところにちゃんとつけ加えるようなもんじゃないですよ。

それはそうなんだけど、いいですか、この人権文化にあふれるまちづくりを進めていくためにはという、これが上位にあって、目的があって、これにあと読んでください。地域住民の参画と協働が必要だというわけですよ。それから、市民と行政が新たなパートナーシップを確立しなきゃならんと。これは全部この人権にあふれるまちづくりを進めるためについていうことなってるわけですよ。

だから、それから、市民参画だとかいうのは、手段なんですよ、この文章でいくと。全部この人権文化で包括されてしまう。これは、同和行政のことじゃないんですか。これは、同和行政にこういう地域住民の参画とか協働とかが、あるいは市民と行政が新たなパートナーシップを確立しということが組み込まれていくんじゃないですか。そのことを言ってるんじゃないですか。お尋ねします。

○ 総合政策課長

人権尊重ということで、やはりこれからのまちづくりを進めていくためには、いろいろな施策を行う前に、やはり一人一人が、やはり大切にされる社会、それが大切であるという認識のもとにこうした个性的で自立したまちづくりということでこの総合指針を定めておるところでございます。

○ 川上委員

基本的人権の保障というのは、憲法が要求してることなんですよ、権力に対して。市民一人一人に対して要求してるんじゃないんですよ。憲法が公権力に対して要求してるわけですよ。ですから、これをそういう観点に入れるのであれば、この最上に入れるべきですよ、3行以内に。文章を工夫してね。ここで入れるのは、非常に違和感がある。

そこで、どうしてこういうのがこういう文言が4行が新市建設計画になかったものが入ったのか、ちょっと経過を聞かせてください。それでまず、コンサルタント会社、どこですか。

○ 総合政策課長

この策定業務を委託いたしました業者でございますが、株式会社ぎょうせい総合研究所でございます。

○ 川上委員

それから、総合計画審議員の方、大体学識経験者だとか、いろんな団体の方がいますね。一つの団体から複数出るところは、幾つありますか。

○ 総合政策課長

民主団体といたしまして、部落解放同盟の飯塚市協ともう一つが嘉山地協でございます。

○ 川上委員

市民団体、民主団体と言われましたかね。からの委員は、全員で12人なんですよ。全体では20人だけど、学識の方とか外せば12人なんです。そういう市民参加の枠は狭いわけですよ。その中に部落解放同盟から2人、1人は議員ですよ。これはどういう基準で選ばれたんですかね。

○ 総合政策課長

1市4町が合併いたしましたして、それぞれの団体も組織の変遷と申しますか、そういうものがあっておりますが、一応、この民主団体の部落解放同盟につきましては、今飯塚市内には組織として二つ存在しておりますので、そのそれぞれにお願いしたところでございます。

○ 川上委員

だから、その基準をお尋ねしたわけでしょう。

○ 総合政策課長

基準と言われておりますが、2団体の組織からそれぞれお願いしたところでございます。

○ 川上委員

要するに、特別扱いをしたということですよ。あなた方の基準は、特別扱いだよ。それで、経過をもう一遍聞きましょうね。コンサルはぎょうせいと。それがたたき台、素案として審議会に出されるわけですね。それで、その過程でどうなるのかわかりませんが、この4行はさ、どうして新市建設計画を基本にすると言いながら、基本構想にはこういう4行が入ったのか、そこの事情を聞かせてください。

○ 総合政策課長

これからの新飯塚市におきまして、特に、今後まちづくりを進めていくために市民参画、協働、そして、一人一人が大切にされます人権尊重、そこが特に重要な起点というふうな考えでこういう記述をさせていただいております。

○ 川上委員

先ほども言いました今ほど国民の基本的な人権保障、国が、また地方の権力が、行政がきちんと保障する。それは口だけではなくて、財政的な行政上、保障していくと。今ほど大事なときはないと思います。ですから、これは、書くのであれば、明確に大前提のところにきちんと位置づけるべきですよ。このように、多くの市民が何のことか多分わからないと思いますよ。この人権文化にあふれるまちづくりとか、こういうのをあなた方押し込んだ、ここに、押し込んだために、あなた方自身も気がつくでしょう。市長も気がつくでしょう。至るところに人権を尊重したっていう言葉が日本語の中に割り込んでますね。これは、私は逆に人権を尊重とかみ合わない文章表現になってると思うんです。もう少し、基本的な人権の問題については真剣に扱うべきだと思うわけです。このことは、まず指摘して、この項の質問は終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。10分間いたします。

休 憩 11:05

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第1章、計画策定の背景と目的についての質疑を終結いたします。

次に、第2章、計画の概要について、4ページから5ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

第2章、4ページのゴシックの2番に、計画の基本的な考え方というのがあります。ここで、(1)、(2)、(3)があるんですが、(1)は、市民と行政が共有するまちづくり戦略計画となっています。(2)は、成果重視のまちづくり計画、(3)が行政経営計画となっておりますね。

それで、この(1)番だけ、まちづくり計画ではなくて戦略計画という、非常に重たい言葉になってるんですね。それで、どうしてここで戦略という言葉が入ってくるのか、ここだけ。お尋ねします。

○ 総合政策課長

この(1)番のまちづくり戦略計画というふうに銘を打っておりますが、この計画の中で、やはり強く取り組んでいきたい部分につきまして、戦略という表現を使わせていただいておりますが、意味的には特に市民と行政がパートナーシップに基づきましてまちづくりを進めたいと、そういう思いでこの表現を使っておる次第でございます。

○ 川上委員

あなた方は、人権というのが大事だということで、いろいろ言われてるんだけど、戦略というのは、戦争の言葉じゃないですか。戦争こそは最大の人権じゅうりんの愚行ですよ。その言葉をあえてここに入れてまで、あなた方が強調したものは何だろうと私は思うんですね。

そうすると、確かに大事だと思うところもあるんですが、わかりにくいところがある。人権を尊重した情報の共有というのがあるんですね。この人権を尊重した情報の共有というのは何のことですか。

○ 総合政策課長

この表現の中で人権を尊重した情報の共有や市民の意見の反映に努めながら、市民と行政が共有するまちづくりの戦略計画といたしますという記述を行っております。市の支援といたしましては、情報の共有、特に、パートナーシップの基本的な、やはり情報の共有に努めながら、市民の声を広くいただきたいという考えでございますし、その中でもまた個人の情報の取り扱いにつきましては、十分に留意をしながら市民と一緒にあったまちづくりを行っていききたいということで考えております。以上です。

○ 川上委員

まず、情報の共有という言葉は、私はおかしいと思うんですよ。このまちは市民が主役のまちでしょう。そして、あらゆる行政情報は行政が持っているわけですよ、まず。個人の情報も含めて行政に来ますね。その中で、その主役である市民がいろいろ事態を知らないうちに行政行為が進んでいって、いいこともあるかもしれないけど、不利益をこうむることもあるということで、情報公開という制度があるんですよ。それは、主役である、主権者である国民、主役である市民が、行政に対して情報公開要求する、こういう権利のことですよ。それはわかるわけです。共有となってくると、既に市民の情報は、行政は握っているわけですよ。改めて何を共有するんですかと考えるときに、人権を尊重したというのがかぶってくるんですね。ますますわからなくなってくるわけです。

どうして、言われるように市民の個人情報保護というのであれば、そのように書かないんですか。情報公開と個人情報の保護、これはもう法制されてるようにもう今は基本路線ですよ、いわば。それを書かないで人権を尊重した情報の共有という表現というのは、非常におかしいと思いますけど、どうですか。

○ 企画調整部長

この飯塚市の将来のまちづくりを進めるに当たりまして、各個人の人権を十分に尊重した中で、この行政情報をできる限り市民の皆さん方に提供しまして、そして、市民の意見を十分に踏まえた中で住民参画並びに協働のまちづくりということを推進していくという内容で、こういう文章の表現になったものでございます。

○ 川上委員

だから、それがおかしいわけですよ。だから、今あなたが言ったとおりのことなら、まず、戦略計画というふうになるのかという気がしますよ。戦略という中に入るのかという気がまずしますね。大事だというのは大事ですよ。ものすごく大事と思います。

同時に大事であれば、明確にメッセージを送るためには、情報公開と同時に、あなたが言うとおりのことなら、個人情報の保護でしょう、プライバシーの保護でしょう。人権尊重というのは物すごく大き過ぎるやないですか、漠として。問題の要点をストレートにとらえられない。だから、ここは的確やないと思いますよ。人権尊重という言葉、それから、情報の共有。

どうもこここのところ、どうして人権を尊重したという表現をするのか、理由をちょっと聞かせてください、もう一度。個人情報保護じゃなくって、人権の尊重という言葉にする理由を。

○ 企画調整部長

先ほどから御答弁申し上げますように、この飯塚市が活気あふれる住みやすいまちづくりを進めるに当たりましては、住民の皆さんがお互いに助け合い、支え合って、そして、人権を

大切にこの将来のまちづくりを進めるということが前提でございます。そういう大きな意味からここに述べてますように、個人の人権、いわゆる個人のいわゆる人権を大切にしながら、また、尊重し合った中で、行政情報できる限り提供しまして、そして、協働のまちづくり、それから、市民参画でのまちづくりを進めていこうという気持ちを込めた中でこの文章の表現になってるということで御理解していただきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

ここで、この人権を侵す一番危険性があるのは、行政なんですよ。なぜか。あなた方が法律に基づいて行政の権力、行政権を持ってるからですよ、執行権を。それは、飯塚市だけじゃなくて、全国的にもそうですよ、国のレベルから。だから、その基本的人権をもうくどいけど、そういう行政権を持ってるところから住民、国民を守ろうというのが趣旨じゃないですか。そのことを指摘しておきます。

それと情報の共有というのもおかしいでしょう。情報公開は、なぜ情報公開にならないんですか。ここはちょっともうこれ以上水かけになりますから指摘しておきます。

○ 委員長

次に、江口委員に質疑を許します。

○ 江口委員

地方自治の本旨という言葉が出てまいります。第2章、4ページの下から5行目ですね。行政経営計画の中で、地方自治の本旨である自己決定、自己責任の考え方のもとというふうな形が出てまいります。この自治の本旨の自己決定、自己責任というふうな言葉は、あともう1カ所出てくるんですが、ここで非常に受け身の感じがするわけですね。ここの部分について、どういった思いで書かれたのか、まずそこからお聞かせください。

○ 総合政策課長

地方自治法では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うというふうになっております。また、その趣旨を達成するため、国が果たす役割も規定されております。

国、県、市町村の役割と責任の範囲が明確になっており、また、住民が市町村と話し合いながら自主的にまちづくりができるようになるというふうに考えております。

それに、地方分権一括法の施行により、地方分権の動きが本格的に始まっております。地域のことは、地方公共団体が自主性、自立性をもって自己決定、自己責任の考えのもと、みずからの判断と責任で地域の実情に沿った行政を行わなければならないというふうに考えておるところでございます。

○ 江口委員

わかるようでわからないんですが、地方自治の本旨というのは、確かに自己決定、そして、自己責任というのは、大切なものではあります、これだけではないものですね。先ほどその前段で述べられた国、県、市町村の役割の話がございました。ここの部分についてちょっと言及いただけますか。

○ 総合政策課長

地方分権一括法の平成12年でしたか、ございまして、地方自治法の考えの中に、やはり国がすべきもの、そしてまた、地方がする分野、責務といえますか、そういうふうな部分も表現がされておるように受けとめております。

やはり、これからは、地方の責任においてという部分で、みずからの判断が特に求められてきておるとこの認識でこういう表現をさせていただいております。

○ 江口委員

ぜひ受け身ではなくやっていただきたいと思うんです。どうしてもここの部分を読みますと、行政、分権型社会に対応するためには、そして、システムを早期に確立し、自己決定、自己責

任の考え方のもと自主自立的な視点を図ることが求められていますよね。

これは、もともと自治体として生きる上ではもともと自分たちで勝ち取るべきものだと思います。ぜひその部分もあわせてお考えください。そして、どうしてもこの部分では、今の流れの分権といいながら、どんどんどん押しつけられている部分がございます。その部分があるんですね。そうではなく、先ほど前段にお話をされた、国、県、市町村の役割の違いです。当然、補完性の原理と言われる部分ですね。ベースは基本的には、皆様方がやっていくのが当然ですよ——当然というか、ベースですよ。その中でやれないものを、市民の部分でやれないものを行政が担います。行政のコスト必要なものを行政が担います。その基礎は、市町村でやりましょう。それぞれ市町村でもやれないのが県ですよ。

逆に、下ってというか、現場から上がっていくのが補完性の原理ですね。それも地方自治の本旨でありますし、それを忘れずにやっていただきたいと思います。これについては、ちょっとそういった思いがございましたので質問をさせていただきました。

あと一点、計画の構成についてです。これ10年間の計画なんです。ところが、昨今の総合計画をつくる時に意識されてるのが、市長のマニフェストとの関連なんです。市長のマニフェストとの関連を考えると、また、それと今のような激しい情勢の変化を考えると、10年という計画を立てるのが本当に妥当だろうかどうだろうかというところで、短い計画を立てるところが出てきています。この議論の中にも市長のマニフェストに対する審議会の中でも議論があつたかと思っています。その部分に関してどういった議論がなされたのか、また、それとなぜここやっぱり10年だったのか。それをお聞かせいただけますか。

○ 総合政策課長

計画期間でございますが、10年といたして御提案申し上げております。この10年の決まりというのは、今、委員御指摘のように、法的な根拠等々ございません。一般的に10年という期間の中で、やはり10年将来のビジョンという時間あたりが、やはり基本になるという判断の10年としております。

市長のマニフェストとの関連でございますが、基本構想につきましては、今後の飯塚市の目指す姿を描いておりますが、マニフェストにつきましては、具体的な施策の内容が主なものとなっております。既に取り組んでいるものも数多くございますし、今後、策定をいたします基本計画、そして実施計画に反映していく予定のものもございます。

そういうようなことで、マニフェストあたりと基本構想、一応、構想でございますので、具体的な分についてはなかなか見えてこない部分がございますが、あとの計画の方で反映していきたいというふうに思っております。

○ 江口委員

現状についてはおおよそわかりました。ただ、先ほどの第1章の話の中でも、行革の計画もだけれども、この総合計画の基本構想も含めて必要であれば、随時見直しを行うというお話がございました。その中で、市長が、もっと思いをきちっと具体化しようというときが出てくるかもしれません。ぜひそのときには、もう期間も含めてマニフェストを実現するに、そうした計画とやっていただきたいと思います。そうした方が、多分市長にとってもやりたいことがやれるんだと思います。ある意味この計画は、何でもやれる計画なんですよ。どちらの方にも行ける計画なんですよ。思いがあるのであれば、特にそのことをお話になられて、次の機会につくっていただきたいと思います。

もう一点です。基本計画、実施計画等々と来るときに、また、3年間の見直し、毎年見直し、ローリング方式をとるとございます。その中で、市民の方々からの御意見をどういうふうにとっていくのかです。

これからの基本計画をつくる、実施計画をつくる。そして、また見直しを行う、そのときに関してどのように市民の意見、こうやったらいいよとか、こういうことはしないのという、そ

の意見についてどのように対応して行かれるのか。どういった場で意見を聴取して、どうやって反映していかれるのかをお聞かせください。

○ 総合政策課長

この本文の中にも書いておりますように、急激な社会情勢、そして、また経済情勢の変化により、計画の見直しも今後考えられますが、その場合、今後予定されておりますタウンミーティング、ランチミーティング等のほか、また各団体や各自治会など、そしてまた、必要であれば、市民会議等々たくさん意見をいただく機会を考えてまいりたいというふうに思っております。

やはり市民の皆様から意見をいただき、情報を共有化しながらまちづくりを進めていきたいというのが基本でございますので、ぜひあらゆる機会を通じまして意見をちょうだいしたいというふうに思っております。以上です。

○ 江口委員

ぜひその部分をしっかりと仕組みをつくった上でやっていただきたいと思うわけです。抱えておられるように、市民と行政が共有するまちづくりですね。そしてまた、協働という部分を計画の中で一番初めに動かしたという思い等もあります。それであるならば、それに対してきちんと答える、意見をいただくだけではなくて、それに対して返事をするのが大切だと思っています。ぜひその点を含めてやっていただきたい。そうでないと、聞いたは聞いたんだけど、それに対して返事をしなかったら、市民の方々にとっては、あのとき言ったこと、どうだったんだろう。返事してもらえなかったら、一遍は聞いてくれるかもしれないです、どうになりましたと。ところが、二度は聞かないですよ。そのとき、まだ検討中なんですって言われても、その次は、聞けないですよ。あのとき検討中で言われたもんね。もう一遍言うたら嫌がられるやろうねっていうのが市民の方々の多くだと思います。

そうではなくて、きちんと返事をするくせをつくっていただきたい。それもこの場面で、特に、必要な場面だと思いますが、それについて徹底してやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 総合政策課長

確かにおっしゃるとおりだというふうに思っております。御意見をいただいたときには、やはりお答えをいい結果、また満足されない結果もいろいろございましょうが、やはり速やかに御返事を返す、それは基本と思っておりますので、今後十分に留意していきたいと思っております。

○ 江口委員

その返事をきちんとする仕組みができたならば、行政に対する信頼性は大きく向上すると思っています。それは、行政の方々も考えていただかなくてはなりませんし、私も議会の方も仕組みとして考えていかななくてはならないと思います。ぜひその点についてしっかりとやっていただきたいと要望して、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

ただいまの江口委員の質問の中でもローリング方式のこともあったんですが、このローリング方式というのは、資料を読みますと、基本計画に基づいて3カ年の実施計画をつくると。この3カ年の実施計画を毎年度、毎年実施計画策定するっていうんですね。こういうやり方を採用する意義は何ですか。

○ 総合政策課長

総合計画につきましては、基本構想、そして、基本計画、実施計画というふうに構成がされております。その中の実施計画につきましては、3カ年のローリング方式ということで考えてお

りますが、基本構想、基本計画に定めましたさまざまな施策を現実の財政運営の中でどのように優先づけ実施していくかということを具体的に明示するものでございます。

毎年、見直しをすることで、基本構想、基本計画に対する整合性を保つため、また、迅速に軌道修正をすることが容易にできるという利点がございます。以上です。

○ 川上委員

私は、この毎年見直しというのは、一見よさそうなふうな気もするんだけど、実は二つの危惧を持っております。

一つは、結局1年しか実施できないわけですね、見直ししてからは。1年ていうのは、実質的には1年ないですよ、行政の流れでいえばね。そうすると、その反省がないまま先に進む危険性があるのではないかと、そういう心配するんですね。

それから、もう一つは、その反省をするためにも、市民の意見聞かないといけないでしょう。あなた方は今まで市民の意見聞くのなれてないでしょう。

例えば、正しい情報を提供せずに意見を聞くでしょう。52億円というその財源不足というのを去年のタウンミーティングの真ん中から言い始めましたね、最初っから。あなた方は、既にそのとき財源不足52億円ではないということを知られてましたね。でも1回目から12回目まで、ずっと52億円で言い続けたんですよ。そういうことですよ、例えば。

だから、そういう状況で、あなた方が毎年毎年見直しというけれども、本当に反省ができるのか、市民の意見をきちんと情報の共有とかいうんじゃないんですよ。市民の意見を反映することなんです。こういうことができるかどうか。この二つを大変危惧を持ちました。どうですか。

○ 総合政策課長

このローリング方式でございますが、ちょっと具体的な話になりましょうけど、例えば、本年このローリング作業をさせていただくときには、来年、再来年、その次の年という3年の計画を立てる予定でございます。そして、その仮に昨年の事業につきましては、その振り返りということ。そして、それを毎年やっていくわけでございますので、来年につきましては、来年度の計画も再度見直すということで、毎年毎年今までの成果の振り返り、そして、1年先の計画の見直しということで、きめ細かく事業の効果等を含めた点検ができるものというふうに考えております。

そしてまた、市民の皆さんの意見でございますが、まずは、この実施計画は、予算なり決算にも反映されるものでございますので、まずは、議員の皆様御審議なり、そしてまた、今予定でございますタウンミーティング等々の機会も計画が考えられておりますので、今後、意見につきましても多方面からいただきたいというふうには思っております。以上です。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第2章、計画の概要についての質疑を終結いたします。

次に、第3章、飯塚市の特性について、6ページから8ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

まず、飯塚市の特性ということですけど、当市に限界集落の存在の実態ということで、限界集落があるのか、ないのかということをお尋ねしたいんですが、まず限界集落という言葉の説明から、まずしていただきたいと思います。

○ 市民課長

委員が質問されました限界集落という意味でございますが、限界集落とは、過疎化や高齢化などの進行で、人口の50%が60歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維

持が困難になった集落のことを指しております。

本市に限界集落は存在しているのかということでございますが、本市が把握できるのは、自治会単位のデータでございます。このデータによりますと、平成18年12月31日現在では、65歳以上の高齢者の占める割合が50%以上の自治会はございません。以上でございます。

○ 兼本委員

限界集落、60歳やなくて65歳以上ね。

50%以上はないということですけど、これに近づきつつある、これは先ほどから言いましたように、この計画は10年間のスパンで見ると計画ですからね、近づきつつある自治会はありますか。

○ 市民課長

今の質問でございますが、高い数値を示している自治会が穂波地区及び筑穂地区でございます。

○ 兼本委員

差し支えなかったら、その自治会の名前を教えてください。

○ 市民課長

穂波地区は忠隈地区でございます。それから、筑穂地区は切畑地区でございます。

○ 兼本委員

小出しに言わんでね、何%、何%と言ってちょうだい。

○ 市民課長

穂波地区の忠隈地区で宮下町は46.7%、それから筑穂地区の切畑は48.9%でございます。

○ 兼本委員

46.7%と48.9%。もうわずかで、今言う限界集落と。これは限界集落というのは、ここ数年間、言葉でよく出てくる言葉ですけど、その集落そのものがなくなるというような、もう消滅する集落の一步手前のことを限界集落というわけですね。

この限界集落をどうしてここで今質問するかといいますと、いろんな意味で市民と協働やるといながら、その地区の特性がわかってなければ、その地区に対してどのような手だてをするのかということがわからないと思うんですよね。例えば、後でまた質問させていただきますが、コミュニティバスにしても、何にしても、交通弱者に対する手助け、あるいは介護の問題につきましてもね、そういうふうな人口の比率が、年齢の比率が非常に高い地区と、それから、そうでない地区との差が出てくるわけです。

これは市民課が直接に行う事業ではありませんけどね、市民課でなぜこのパーセンテージを調べてくれと、大変非常に手間がかかったと思いますけどね、なぜお尋ねしたかというのは、今後のこのまちづくりをやるために、各現課が、総合政策課、ほかのところがこのような集落が本当に何%、何%、どこに何%の集落があるのかということをお尋ねかどうかです。恐らく私はお尋ねしないと思うんです。で、お尋ねしないのに、いろんなところで政策立てたとしても、政策にマッチしない政策が出てくるわけなんです。

だから、やっぱり現状に応じたところですよ。商売人であれば、何がそこで売れるかといったら、そこに売れるもの、マクドナルドが売れるといったら、マクドナルドの店を出すと、うどん屋が売れるんやったら、うどん屋の店を出すとかね、そういうふうな、あるその地域に応じた商売をやりますよね。だから、行政がある程度、方策を立てるときには、ただのべつ幕なし、ただ一概にこの政策を立てるだけではなく、そういう地域の特性に合った政策を立てていかないと、市長がよく言う、市民と協働、そして市民のためのまちづくりというのは、だれか先ほど言いましたように、絵にかいたモチになるんじゃないかなろうかというようなことを言いま

したけど、私はそうなるのではなかろうかと思うんですよ。

だから、この限界集落の、今後10年間ですから、今、47と48ですから、恐らく非常にもうここ数年で恐らく限界集落の感じになってくると思うんですよ。そうしますと、限界集落というのは、先ほど答弁がありましたように、地域でのコミュニティが非常に難しくなると。例えば、今はもう葬儀とか何とかというのは、葬斎場に頼みますから、やりませんが、昔でしたら、もう地域で全部やる。それから、道路の維持管理、草刈り、それから、そういうものも、草刈りも地域でできるものはお願いしようということを書いてますが、こういうところはできないんですよ、はっきり言ってね。だから、こういうできるところとできないところと、やっぱり取捨選択していきながら政策を立てるということが大事ですけどね。

そこで、総合政策課の課長に一言だけ答弁いただきたいと思いますけど、この限界集落、今後、市民課の方で年次ですべて調べていただければ、相当数の数が出てくると思うんですよ。だから、やっぱりそれに応じた政策、ローリングと先ほど言いましたね。だから、いいものは継続し、悪いものは切らないかんわけですよ、ローリングというのはですね。だから、継続していきながらやっていく中で、そういうものも、こういうところが出てくる、こういう地区が出てくるというものを視野に入れたやっぱり総合政策というのが大事だと思うんですよ。その点はどうぞお考えですか。

○ 総合政策課長

今回の質問で、私、勉強不足で、限界集落という言葉も兼本委員から教えていただいたというのが現状でございました。やはりこれを見ますと、本当、今の高齢社会を迎え、本当に厳しい現実というふうに胸に打たれておりますが、今後この飯塚市におきましても、この実態、先ほど二例ほど聞かせていただきましたが、それに続くところもあるのではなかろうかという危惧もいたしておりますし、実態に努めながら、その地域の状況あたりも努めて、今後、注目、研究含めて、実態を把握したいなというふうに思っておるところでございます。その後の計画につきましても、とりあえずは実態を把握したいという今の気持ちでございます。以上です。

○ 兼本委員

そういうふうな地域の実情というものがございます。例えば、その地域が例えば急な坂のところにあるとか、平たんなどところにあるとか、やっぱりその地区、地区によって、その地域の実情があるわけです。そういうものについては、今度、新しい市民活動推進課ですか、そういうものができたところはやっぱりその地区をよく把握しながら、総合政策課あるいはほかの部署と、例えば道路とか、ほかの福祉とか、よく横の連絡をとりながら、それこそ地域に密着した、そして市民のためのまちづくりでやること。もちろん、これも後からの自治会の加入とか何とかにも全部関係してくるんですけど、その地域の実情がわからなくて、ただ、ここで机上で政策を立てるということだけでは、私はできないと思いますので、その点をして、ちょうど12時になっておりますので、余りしよったら怒られますので、ここでやめさせていただきます。

○ 委員長

では、次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんでしょうか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第3章、飯塚市の特性についての質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休 憩 11:54

再 開 13:00

では、委員会を再開いたします。

次に、第4章、時代の潮流と飯塚市の主要課題について、9ページから13ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

まず、飯塚市の主要課題といたしまして、やはり、いつも言われております中心商店街の活性化、これは旧飯塚市ですけどね、よその合併前の4町につきましても、それぞれの商店街の活性化というのはやっぱりその地域にとっては大きな課題だろうと思っております。

ところで、今回、そういうふうな中心商店街、商店街の活性化策としてまちづくり三法が改正になったわけですけどね、このまちづくり三法というものはどういうふうなものかをまずお尋ねいたします。

○ 商工観光課長

お答えいたします。

まちづくり三法とは、都市計画法、中心市街地活性化法及び大規模小売店舗立地法の総称であります。

このうち都市計画法につきましては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。今回の改正により、大規模集客施設を中心市街地へ誘導し、郊外立地を規制する内容となっております。

次に、中心市街地活性化法につきましては、近年における少子高齢化の進展、消費者生活等の社会経済情勢、変化に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的としており、今回の改正により、まちなか居住の推進や都市福祉施設の整備など、商業に偏らない総合的な市街地対策を推進することとしております。市町村は、これらの国の定める方針に沿って、中心市街地活性化基本計画を策定しますが、国から認定された計画に基づく活性化事業については、国が一丸となって支援することとなっております。

次に、大規模小売店舗立地法につきましては、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の環境保全のため、店舗の配置、騒音、廃棄物の抑制等、周辺の環境への配慮を定めております。都市計画法、中心市街地活性化法につきましては、法律改正が行われておりますが、この大規模小売店舗立地法につきましては、法律改正は行われず、運用面の改正が行われ、中心市街地での立地手続の簡略化がなされております。以上です。

○ 兼本委員

俗に言いますとね、新しく郊外店を開発すると、いろんなインフラの整備が必要になってくるわけですけど、中心商店街、中心市街地ということになりますと、インフラの整備ができておると。だから、逆に整備もしやすいと。

それともう1点、先ほど話がありました、国の許可が要るということですよ、これをまちづくりするためには。従来ですと、ディベロッパー等が開発行為を出して、開発行為に許可をすれば、ある程度その商店街の立地というものはできたわけですけど、今回このまちづくり三法に基づくやつについては、県に出し、その県を通じて国に出して、国の許可が出れば、国の方から補助金もいただきながら新しいまちづくりができるというまちづくり三法なんですよ。だから、まちづくり三法を進めるためには、やはりそれなりの計画というようなものを立てながら、国の許可をもらいながら、新しい飯塚市のまちをどんなふうにするかということについては、これは速やかにどのような計画を、どのようなまちをするのかと、これは観光とか何とかいうものも全部含んだところも入りますからね、何も商店街だけじゃないんです、先ほど言いましたようにね。

だから、そういうふうなことになってくると、これに基づいて計画を立案するためには、どのようなものをつくって、例えば協議会とか何とかいうようなものが出てくるかもわかりませんがね、そういうふうな形のものが必要になってくると思うんですけどね、その点はどうなっているんですか。

○ 商工観光課長

お答えいたします。

改正中心市街地活性化法では、市は中心市街地活性化基本計画の作成に当たっては、市街地整備や活性化策について地域のニーズを十分に反映するため、商業関係者、市街地整備事業者など多様な民間主体が参加する中心市街地活性化協議会の意見を聞きながら行わなければならないこととなっております。今後この協議会や関係機関等と連携して、活性化等を策定することとなりますが、国から認定を得ることのできるよう地域ぐるみの意欲的で実効性のある基本計画を策定し、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○ 兼本委員

今まで商工会議所とタイアップしておりましたTMOですかね、これについては商業者、商工会議所、それと、ある意味で行政とが三位一体となりながら、例えば空き店舗対策とか、それからいろんな東町にああいうふうな建物をつくったとかいうようなものがあるわけですがね、今言った、その中で協議会をつくるためには、それだけではだめですかね。それとも、特別な何かを入れないと、国の認可がもらえないということになるわけですかね。その点はどうですか。

○ 商工観光課長

今の議員御指摘のとおり、今回の基本計画の策定につきましては、市街地整備事業者が参画することが必要条件となっております。

○ 兼本委員

市街地整備事業者というのは、具体的にどんなものか、ちょっと教えてください。

○ 商工観光課長

まちづくりを推進する事業者ということで、これの条件といたしましては、市からの財政的支援内容、まちづくり事業実施について定款への盛り込み、集客事業の確保と採算性、事業推進体制等を定めるようになっております。

○ 兼本委員

事業者っていうもの、事業者というのはどんなものかと聞いておるんよ。今言った、商工と行政だけやなくして、何か今言ったろう、何か言った、それはどういうものかと聞いている。ディベロッパーとか、そういうものでいいのかということを知っているわけよ。

○ 商工観光課長

ディベロッパーということではなくて、新たにまちづくりの推進の目的をもった第三セクター、市街地系のまちづくり会社、こういうものが対象になってきます。

○ 兼本委員

私はね、インターネットで引っ張り出したのは、青森やったかな、青森のまちづくり三法改正についての取り組みについてちょっと引っ張り出したんですけどね。ちょっとそのところは詳しく書いてないんですけど、そういう人が入って、必ず事業をやるというような、何というかな、確認がないと国からの認可がおりないと、そういうことになるわけ。そのところをもうちょっと詳しく説明して。

○ 商工観光課長

そのとおりでございます。

必要条件といたしましては、市街地系まちづくり会社、それから商業系の商工会、それから商工会議所等が必ず入るようになっております。

○ 兼本委員

ちょっとよくわからんけど、いずれにしても、このまちづくりをやろうというひとつの総合計画ですからね、当然そういうふうなものも含んだところのまちづくりだろうと思うわけですがね。だから、今言う、協議会の立ち上げとか何とかいうようなものについては、今その事業者というのが何かちょっとあやふやで、ようわからんとやけど、それは該当する会社という

のは、先進地、今、私はインターネットで出したのは青森県だけで、詳しくは書いてないんですよね。だから、そういう会社というのはたくさんあるわけ。それを例えば飯塚市が協議会を立ち上げようとしたときに、その人たちはどういうふうな役割をするのか。ただ、三法の計画だけをするのか、その人たちが責任をもってまちづくりの実施を、お金も出しながらやっていくということになるのか、その点はどうなるわけですか。

○ 経済部長

先ほどから担当課長が説明しておりますように、この市街地整備事業者というものは、市からの財政的な支援があるとか、まちづくり事業の実施について、その会社の定款の盛り込んでおくとか、そういうことで事業実施の推進に当たって、当然協議会のメンバーに入ってもらってきて、計画を立てまして、その計画の実施について、当然一緒になって推進していくというような立場の事業者が市街地整備事業者ということでございます。

それで、現在、商工会議所等と協議しながら、この関係事業者の確保について協議をしておりますけど、なかなか、うちで言いますと、あいタウンに入っております飯塚都市開発会社、ああいうものですけど、あの会社につきましても、定款の中でまちづくり事業についてうたってありませんので、該当しませんので、現在そういう事業者を探している段階でございます。

○ 兼本委員

そういうものを探しながら計画をしていって、ある程度国の補助もあるわけですけど、新しい中心商店街の活性化、どんなふうになるのか、ちょっとわかりませんがね、計画ですから、どんなふうになるかわかりませんがね、一応10年間で計画を立てて、3年ごとにローリング方式で見直しをしていくというふうに書いてあるわけですけどね、どういうふうな形で今後飯塚市としては、今探しているけど、ないということですけど、どういうふうな形で取り組んでやっていくのか。

ただ、そういうものはあるけど、恐らくもう全国的にこういうものがずっとふえてくると、やっぱり国の補助ということですから、ある程度限界が出てくると思う。そうすると、もう立ちおくれ、随分おくれたところにはちょっともう無理よという話になるかもわからんわけですけどね。こういうことについては、やっぱり早目に手を挙げて、早目に補助金を取った方がね、もう何でもやっぱり最初のうちの方が案外規制も緩やかなんですよ。だんだん、長くなってくれば長くなるほど規制も厳しくなってくるわけですけど、どのような考え方で今後この飯塚市のまちづくりとまちづくり三法とを絡めてやっていくお考えかをちょっとお尋ねします。

○ 経済部長

先ほど委員申されましたように、全国では2カ所、1カ所は青森県が認定を受けております。福岡県では久留米市の方が協議会を立ち上げて、現在、計画を策定中で、まだ認定の申請は行っておりません。県と協議いたしまして、県の商工部と協議いたしまして、久留米の次には飯塚で立ち上げてくれという御指摘もあっておりますので、県の担当部署と協議しながら、できるだけ早目に、できたら今年度中には計画を策定して、国の方に認定の申請をしたいと考えておりますけど、先ほどから申しますように、事業者の確保について、現在のところまでできておりませんので、県と協議しながら早急に確保いたしまして、計画の策定に入っていきたいと考えております。

○ 兼本委員

前向きの御答弁を聞いて、安心したわけですけど、その中につきましても、よく言われる市民の声というものも非常に大事なことです。これは商業の業者だけではなくして、いろんな意味で観光とかいうようなものも幅広く取り入れた中で、まちづくりという形のものからね。いろんなところで、今、あそこにまちができて、ここに商店街をつくるんじゃないかというような話がありますが、それはそれとして、きょうはお聞きしませんけどね。

だけど、早急にやっぱり取り組んでいただいて、そして、やはり合併したから、こういうも

のがやっぱりできたんだなど、人口が13万になってやったから、まあやったんだなど、そして観光と一緒になるということであれば、旧飯塚市だけやなくして、穎田とか筑穂とかいうようなところも、それから穂波もですね、視野に入れた中でまちづくりというものが私は当然考えられる。今言うように、コンパクトなまちづくりですからね、その地区、地区で、コンパクトなまちづくりをしていって、トータルなまちづくりというのはなかなか難しいかもわからんけど、このまちづくり三法の原点がコンパクトなまちづくりですからね、そういうことになるかもわかりませんが、ぜひひとつこの飯塚の活性化策とまちづくり三法とタイアップしながら、飯塚市の新しいまちづくりのために頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○ 委員長

次に、川上委員の……（発言する者あり）瀬戸委員、お願いします。

○ 瀬戸委員

今の事業者が定款に、まちづくり三法の定款に何か入っているとかいうことで、協議会つくる時、そういう事業者でないといけないという話が出ましたが、それは1社、協議会というのは一つつければ、1社だけということなんですか。

○ 商工観光課長

その事業者につきましては、1社になっております。

○ 瀬戸委員

じゃ、協議会というのは一つの市に1協議会で、その事業者として民間から入ってくるのは1社ということですね。はい、わかりました。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

地方分権と地方自治についてお尋ねいたします。

基本構想案では、第4章の1項、地方分権時代の到来というところが該当します。9ページです。最初の6行にこういうことを書いておるんですね。地方分権時代が到来して、自己決定権の拡大、個性あるまちづくりを進めることが可能になる一方で、自治体間の知恵と能力を競い合う時代ともなると。三位一体改革による地方交付税の大幅減額、行財政改革を強力で押し進めなければ、行政経営が破綻する状況も生まれかねないというような認識が示されているわけですが、先ほどから財政危機の問題については天災ではないというふうに、私、申し上げました。基本的に私の認識では三つだというふうに言って、財務部長もそのとおりでないかというふうに答弁があったんですが、それで、国の責任の関係で言いましてね、この三位一体改革、これをどういうふうに評価するかということがあると思うんですよ。

それで、この状況は、あたかも天災であるかのように、やむなしということで論が展開されていっておるんですが、私はこれでいいのかと思うんですね。それで、こういう状況に至っても、飯塚市としては、今の三位一体改革、このやり方ですね、肯定するのか、あるいは歓迎するのか、ここをちょっとお尋ねします。

○ 財政課長

三位一体改革につきましては、地方分権との絡みの中で、財政の健全化、そういう取り組みの中で行われております。これは先ほど委員の方も申されておりますように、三位一体で改革していく、国庫補助金、財源移譲、交付税、この三つを改革していこうという取り組みであります。結果といたしまして、先ほど私が答弁いたしましたように、約23億円の一般財源が削減されるという結果になっております。これで国の方の動きとも関連はしますが、地方にとっては非常に厳しい内容となっておりますので、歓迎するというような、歓迎する、歓迎しないということやないで、国全体で取り組みの中での結果でありますので、それはそれと受けと

めて頑張っていかなければならないと考えております。

○ 川上委員

その立場はね、全国市長会だとか、市議会議長会の立場とも少し違いますよ。今の少なくとも小泉内閣のもとで進められてきたね、今の三位一体改革のやり方についてはね、おかしいと、きちんと交付税についても保障しろということを言ってるわけですよ。だから、そういう状況の中でね、飯塚市が国の今のやり方は仕方なしと、肯定的な態度から物事を組み立てていくならね、どうにもなりませんよ。先ほど言われた交付税の問題でしょう、補助金でしょう。で、財源移譲と言われましたかね、税源移譲なんですよね。ですから、この飯塚市、税源移譲されてもね、そう税収は上がりません。それは御存じのとおりですよ。だから、この三位一体改革、今の少なくともやり方ね、やむなしから出発するとね、もう展望はないですよ。

どうしてこういうことになるかというね、地方自治とは何かということなんです。地方自治体の目的について、この基本構想の中に一言も書いてないですね。地方自治体の目的、地方自治法ではどのように規定していますか、お尋ねします。

○ 総合政策課長

地方自治法の要旨でございますが、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとされております。以上です。

○ 川上委員

そうなんですよね。私は、この地方自治法の1条の2項、今読み上げられた部分、これに沿ってこの飯塚市を地方自治体としてこの10年間発展させるのか、それとも国が、地方分権はいいけれども、金はやらないと、なりゆくはずないでしょう。これを肯定して、そのままいかという問題なんですよね。

それで、お尋ねしますけどね、この基本構想の中にどうして地方自治体のこの目的がね、一言も書いてないんですか。

○ 総合政策課長

先ほど地方自治法の要旨につきましては、申し上げましたとおりでございますが、それを今後どう進めるか、また、どう描いていくかということ、構想、基本計画、そしてまた今後組み立てていきます実施計画等々で具現化していくということでございます。

○ 川上委員

先ほど私、基本的人権の問題を言いましたでしょう。一番大事な問題なんだから、最初の方にきちっと大きい柱で入れるべきだと言いましたけど、この国が、あるいは地方権力が保障しなければならない基本的人権、それを具体的に身近なところで実現するのが地方自治体の役割なんでしょう。それが福祉の増進なんでしょう。ですから、これはね、書いてないけど頑張るとのことじゃなくて、この中に文言できちんと入れるべきなんです。それを書いてない。

それどころかね、あなた方はね、地方自治の本旨を何か言ってますね。7行目ですか、7行目にね、地方自治の本旨である自己決定と自己責任というふうに言ってますね。これは二度も三度も出てくる。地方自治の本旨が自己決定と自己責任というのはどういうことですか、お尋ねいたします。

○ 総合政策課長

地方自治法も、平成12年の地方分権一括法の施行によりまして、地方分権の動きが本格的になってきたということでございますが、その地方自治の本旨で、これからの地域は自主性、自立性をもってみずからの判断と責任ということの中で、地域の実情に合った行政を行っていくという内容で、自己決定と自己責任というふうな表現をさせていただいております。

○ 川上委員

お金もやらないでね、自己決定はいいですよ、自己責任が果たせないでしょう。こういうことを言いたいわけです。憲法92条はね、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方

自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めると書いておるんですね。この憲法から出発したね、地方自治の本旨というのは、中心的には二つですよ。一つは住民自治、一つは団体自治ですよ。そうではないですか。

○ 総合政策課長

そのとおりと思っております。

○ 川上委員

それで、日本の法律ではね、この地方自治を、これが本旨ですから、実現するについては、国が財政保障をきちんとするというようになっておるわけでしょう。ですから、例えば、ついでに国が財政保障をきちんとするというようになっておるわけでしょう。ですから、例えば地方財政法というのがありますね。この法律は地方公共団体の財政の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もっと地方財政の健全化を確保し、地方自治の発達に資することを目的とすると書いてあるじゃないですか。

それから、例えば地方交付税法、これも同じでしょう。この法律は地方団体が自主的にその財産を管理し云々と書いてますよ。そして、おまけに6条の3の2項、もう御存じですね。金が、交付税がどうしても足りない場合は、交付税率を上げて、お金をうんと出さないといけないと、国が、そこまで書いてあるじゃないですか。

そのようにね、住民自治の本旨は——失礼、地方自治の本旨は、あなた方が書いているようなね、自己決定と自己責任という薄っぺらなものじゃないんですよ。住民自治、団体自治、そして、それを国が財政的に責任を負うというのが基本なんじゃないですか。あなた方がね、ここでもう繰り返し書いているようにね、自己決定と自己責任というのは、これはね行政みずからには向いていない、この言葉は。むしろね、ずっと読んでいくと、住民に向けて書いてあるんですね。この住民自治の本旨というのはね、おかしいと思いませんか、答弁求めます。

○ 総合政策課長

委員申されますように、地方自治の基本、本旨でございますが、住民自治、そして団体自治というふうになっております。そしてまた、地方分権の推進に伴いまして、地域の行政は地域の住民が自分たちで決定、また、その責任も自分たちが負うという行政システムというような流れになってきております。そういう意味で、自己決定、自己責任という表現であらわさせていただきますところでございます。

○ 川上委員

だから、これは余り適当じゃないですね。そして、これは要するに住民に、これから行革で住民サービスを切り下げたりね、負担を押しつけたりするときに、あなた方が使おうとしている言葉のように見える。だから、私はここはね、今言ったように、地方自治の目的、本旨、今言った、そして、それを国が出す場合は、それが適切なら国、市が出すのが、保障するのが適切であれば市、そういうことで財政保障をきちんと念頭に置いた表現にするべきだというふうに思うんです。いかがですか。

○ 企画調整部長

ただいま担当課長が申し上げましたように、地域の行政につきましては、この地域の住民が自分たちの責任のもとで、いわゆる自己責任という形でこのまちづくりを進めていく、その前段として自己決定ということでまちづくりを進めていくというのが、本来のこの今から進めていきますまちづくりの基本にあるのではないかというふうに考えております。

しかしながら、今委員が御指摘のように、地方に交付されます財源等々が少なくなる中で、本市としましても、限られた財源を有効に活用した中で、先ほど申し上げましたような住民自治に沿った形での将来のまちづくりを推進していきたいというふうに考えておりますので、その点だけは十分に御理解をいただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

あなた方がこれを議案として出してね、議会に審議を求めているわけでしょう。それで、どう考えてもおかしいということ指摘しているわけですよ。あなたの今の答弁はね、議会なり議員がどれだけ指摘しようかとね、おれたちはおれたちの考えだから理解せよという答弁でしょう。そういう答弁じゃないんですか、今のは。

○ 企画調整部長

その点は、もう先ほどから私、御答弁申し上げてますように、この飯塚市のいわゆるまちづくりを進めていくに当たりましては、そこに住む人たちが自分たちの責任で、そして自分たちがいわゆる決定し、自分たちが責任を負うと、そして行政も一緒になってまちづくりを進めていくというふうに考えておりますし、財源も厳しい中で、この財源を有効に活用して、この飯塚市の将来のまちづくりに向けて市民と行政が一体となって進めていくというふうな考え方を持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 川上委員

今の答弁でね、私は私なりに確認してしまおうと思うんですよ。あなた方は、地方自治の本旨だとか大上段に振りかざしてね、自己決定と自己責任、こういうはっきり言って薄っぺらですよ、地方自治の本旨というについては、こういうものを使ってね、先ほど私、言ったように、市はお金がないんだから、高い住民サービスを求めるんだったら重く負担しなさいと、重い負担もできないんだったら我慢しなさいと、そういうことです。

だから、ここはね、もう地方自治の本旨だとかいうのを使うべきじゃないんですよ。地方自治の本旨とかいうのはね、最初の方で使うべきなんです、目標とか、目的とかさ、本旨とか。で、あなた方がどうしてもこういう言葉遣いで住民に犠牲を押しつけないかというんだったら、そのとおり書けばいいじゃないですか。これをね、地方自治とか分権なんてね、ごまかすのはおかしいと思う。指摘して、この項の質問を終わります。

○ 委員長

続けて、川上委員、質疑を許します。

○ 川上委員

続けて、9ページですね、協働のまちづくりの時代の到来というところがあります。それで、先ほどから住民自治のことも言ってきたんですが、住民自治の発展の立場から、市民参加の仕組みづくりの確立だとか、市民活動、NPOなどへの支援を強化すべきというふうに言われておるわけですね。これから10年間ですよ、大きい方向としてどういうことを具体的に考えておるのか、お尋ねします。

○ 市民活動推進課長

お答えいたします。

本市が市民と協働によるまちづくりを推進していくための市民参加の仕組みづくりの基本的な考え方や方法等について、多くの市民の皆様の見解をいただきながら、方針づくりをしていく予定にしております。今後のスケジュールにつきましては、早い時期に市民会議を開催、その後、市内12地区の公民館にて地区住民の皆様方と懇談会等を実施し、その経過を市民会議に諮りながら、年度内にまとめたいと考えております。

また、市民活動、NPO団体等への支援につきましては、関係各課が所有している団体の情報の整理及びそれ以外の団体については調査を行い、活動内容等の状況を把握し、連絡方法の確立や意見交換ができる環境づくりをしていく予定にしております。

○ 川上委員

まだ先のこととはわからないということのようですね、いずれにしても追求する方向としてはね、大事なことがあるだろうとは思いますが。

それで、実はこの協働のまちづくりの時代の到来の一番最後の方に、最後の2行、10ページにかかりますけど、このように書いてあるところがありますね。「今後は政策形成過程から

管理運営に至るまでの市民参加の仕組みづくりの確立、市民活動やNPOなどへの支援、育成などが求められる」とあるんですね。この最初の政策形成過程への市民参加というのはわかりやすいんですね。私もわかりやすいです。ところが、後ろの管理運営に至るまでの市民参加の仕組みづくりの確立とかいうのがわかりにくいんですよ。これはどういうことか、説明してもらえますか。

○ 総合政策課長

政策形成の過程から管理運営に至るまでという後段の部分でございます。やはり後のチェックと申しますか、どういうふうな振り返りあたりまでを、市民参加での仕組みづくりがこの主要課題で上げさせていただいております今後の課題というふうに上げさせていただいております。

○ 川上委員

そうすると、この管理運営に至るまでの市民参加というのは、いわばソフトのことですか。つまり、NPOだとかにね、公の施設の管理運営を任せると、指定管理で、これを推進するということが入っているわけじゃないんですか、この文書の中には。

○ 総合政策課長

ここの課題でございますが、協働のまちづくりということで、これはそういうものに限定したものではありませんで、今後の市の取り組みといたしまして、支援策も一緒につくりましょう、そしてあとの管理も一緒にいたしましよというふうな意味合いでの表現ということにしております。

○ 川上委員

重ねて聞きますけど、そしたら、ここは指定管理者制度の導入の観点はないんですか。

○ 企画調整部長

ここの表現の意味としましては、政策決定の過程から市民の皆さんに参画をしていただきまして、そして、市民の皆さんが自分たちでできる部分は自分たちでしていただく、行政がすべき部分は行政がやっというふうなスタンスを気持ちの中で、ここで管理運営に至るまでの市民参加というふうな表現にさせていただいているところでございます。

○ 川上委員

そうすると、今のあいタウンの中ね、市民活動交流センターだとか、サンビレッジだとか、そういうことになるんじゃないですか。

○ 企画調整部長

今、あいタウンにつきましては、これ指定管理者制度の中で指定管理者に管理運営をお願いしておりますけど、ここでの表現というのは、今から例えばこういう仕事をします、こういう仕事がありますと、それについての施策についても、市民の皆さんに加わっていただいた中で、それについて、なら、どんなふうにしていくかになりましたときに、市民の皆さんの手でやれる部分は市民の皆さんに協力をお願いしてやっていただく、しかし行政がやるべきところは行政がやっというふうな形での市民の協働のまちづくりというふうな表現で、ここは書いておるといふような意味合いでございます。

○ 川上委員

じゃ、指定管理者の導入とかね、民間委託ということになるわけでしょう。それで、ここで特に言いたいのはね、市が責任をもって管理すべきものをね、市が責任放棄して、民間に無理強いしてね、責任を押しつけるというふうなことはまずいんじゃないかということをおっしゃるわけですよ。

○ 財務部長

この辺は行革、大きな行革の流れもあるんですが、今、質問者が言われますようないわゆる指定管理ということじゃなくて、例えば、わかりやすく言いますと、今回、伊藤伝右衛門邸が

非常にたくさんの方がお見えになっておりますが、例えば地元の方でボランティアガイドをやりましょうとか。だから、実際の管理あたりはそういうふうで市がやるけれども、中身のいろんな形では、地元の皆さん方の協力でボランティア団体の方がその中の説明をしていただくと。あるいは、例えばグラウンドゴルフを仮に整備した場合に、その維持管理あたりについては、それを使われる地元の町内なり老人会の方に、できるところは少しやってくださいと。それに対する、例えばそれを、今言われるように指定管理という形でやるんじゃないくて、そういうふうな例えば草刈りは使う人ができるだけ協力して交代でやってくださいとか、どこまでどういう仕組みにするのかというのは今後の問題ですけれども、できるだけ。ただし、それに係る原材料とか、いろんな燃料あたりは行政がお届けします、費用は負担しますと。ただ、ちょっと草をとる曜日を決めてもらってやっていただければ、ありがたいとか、例えばそういうことをイメージしたところでの管理運営と。ちょっと言葉がかたくなっておりますので、そういう受け取り方をされるかもわかりません。今後、そういう形で市民の皆さん方と協働のまちづくりをやっていきたいと思います。

ですから、使われる方ができるだけ自分たちでできるところは自分たちでやっていくから、どうぞ市もこの辺ちょっと整備しちゃらんなど、なら自分たちでこの辺は少し草刈りも何もありますよということであれば、ぜひ、じゃ、そういうふうにしてください、何とか市も、行政も協力しましょうと、そういう形になっていければいいなというふうな形でのこの管理運営ということでございます。

○ 川上委員

大体わかりました。ただし、公がきちんと責任を負わないといけないものをね、責任放棄するということにつながるにはする必要があるだろうというふうに思うんですね。

この項、終わります。

○ 委員長

次に、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

今たくさん協働のまちづくりの時代の到来ということでお話があっておりますけれども、その中にNPO団体とか、そういう方がおられるということで、一つはそういう各種団体等、どういった団体がおられるか、また数等を教えていただきたいと思います。

それと、もう一つ、実は本当に高齢化社会になって、地方自治というか、本当に協働のまちづくりの中において自治会とかありますけれども、今後、市としてはどのような形で協働のまちづくりをされていくのかを、そこら辺を少しお話をお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○ 市民活動推進課長

現在、協働のまちづくりのため、地域活動、NPO、まちづくり団体、個人を含めて多くの市民活動が日常的に行われていることは承知いたしております。NPO団体につきましては、4月末現在で、県の資料にて把握している団体数は40団体であります。飯塚市内で行われている活動分野につきましては、重複して活動している団体があるため実数とは異なりますけれども、県資料の分類によりますと、福祉関係20団体、教育関係17団体、まちづくり関係17団体、文化関係17団体、環境関係8団体、災害1団体、安全2団体、人権8団体、国際交流3団体、男女共同参画2団体、子ども15団体、情報5団体、経済6団体、職業9団体、消費者2団体、援助14団体となっております。

他の団体の団体数と分野につきましては、把握している団体数は54団体であります。分野別につきましては、まちづくり団体8、国際貢献1、交際交流3、児童母子福祉5、保健医療1、教育文化12、障がい者福祉7、男女共同参画1団体、高齢者福祉7、環境保全7、社会福祉1、消費者保護1となっております。

なお、これ以外にも約40団体程度の数があるとあります。以上でございます。

その次でございますけれども、自治会や団体に加入していない人の意見を、考え方をどのように受けとめるのかということだと思って、回答させていただきます。

御質問の、自治会や団体に入っていない人の意見や考え方につきましては、多くの市民の意見を聞くということが協働のまちづくりの重要な課題であります。地区公民館で実施する地区住民との懇談会日程等をホームページに掲載、また市内の公共施設内に掲示するなどして、広く市民の皆様へ情報を発信し、参加を促していきたいと考えております。また、公共施設等にアンケート用紙を配布するなどして、広く意見を求めることも一つの方法ではないかと考えております。以上でございます。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

10ページの人権の尊重と男女共同参画社会の形成について、二、三伺います。

言葉で4行目に、さまざまな生き方を選択できる環境づくりというところがあります。これはどういうことを意味しておるのか、お尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:50

再 開 14:01

委員会を再開いたします。

○ 人権同和教育課長

さまざまな生き方を選択できる環境づくりという表現でございますけれども、人それぞれ生活環境も違えば、生き方も違うし、職業選択等も自由でございます。そのような個人個人がいろんな差別等を受けることなく、そのような選択をできる環境づくりということで表現をさせてもらっております。

○ 川上委員

「しかしながら」と続いて、本市においては同和問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対するさまざまな人権問題が生じているという記述があるんですね。どういう人権問題が生じておるか、お尋ねします。

○ 人権同和教育課長

2000年に公布されました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づきまして、福岡県が作成いたしました福岡県人権教育啓発基本指針の中で、県は同和問題を第一に取り上げております。また、同和問題は我が国固有の人権問題であり、重要な社会問題であると考えております。本市といたしましても、県の基本指針と同様に同和問題を最重要課題と位置づけております。

どういう問題があるかといいますと、まずは例えば同和問題は我が国固有の重大な人権問題であり、結婚差別、就職差別等が考えられます。女性問題で言えば、ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメント、また男女平等、高齢者等問題で言えば、独居老人や加齢による身体的・精神的な虐待、子どもの問題で言えば、虐待やいじめ、また不登校の問題、障がい者問題で言えば、さまざまな物理的、また社会的障壁のためにこうむる不利益な障がい者への偏見、外国人問題等といたしましては、就労差別や入居・入店拒否等、さまざまな問題が考えられます。

○ 川上委員

文章は「人権問題が生じています」と明快なんですよ。答弁は「考えられる」ということなんですよ。それで、認識がね非常に浅いんじゃないですか。先に答弁がもう既にあったよう

ですけど、同和問題をはじめとしてということになっているんですね。同和問題をはじめとして、中、省略して、人権問題が生じていると。二、三行先にもまたあるんですよ、同和問題をはじめあらゆる人権問題。あらゆる人権問題と言うなら、同和問題と言わないでいいでしょう。どうしてここで「同和問題をはじめとして」というのがね、強調されるわけですか。

○ 人権同和教育課長

そこに生まれただけで差別を受ける、このような理不尽な差別があるでしょうか。同和問題の解決なくして人権問題の解決はできないと考えておりますので、本市といたしまして最重要課題と考えております。

○ 川上委員

その答弁はね、説得力がない。なぜならね、女性差別と言いましたね。男か、女かと、いろいろ病気のこととかもありますけど、普通、男で生まれ、女で生まれているわけですよ、生まれながらにさ、性別があるわけですよ。障がいの方もね、障がいのある方も、障がいが生じたときから、もう障がいなんですよ。あなたが言ってるのはね、生まれながらにとかいうのは全く意味がないんじゃないですか。

○ 人権同和教育課長

先ほどと同じ答弁になるかと思えますけれども、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、これの第1番目に掲げている問題が同和問題でございます。その福岡県が作成いたしました福岡県人権教育啓発基本指針の中で、県は同和問題を第一に取り上げております。それによりまして、本市といたしましても、県の基本指針と同様に同和問題を最重要課題と位置づけております。

○ 川上委員

先の方でその議論はしようと思ったけど、今もう答弁が出ましたからね、少し話に踏み込みますけど。今、答弁では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の中に、最初に同和問題があるとされましたね、確認します。

○ 人権同和教育課長

はい、そのとおりでございます。

○ 川上委員

それはいつ制定の法律ですか。

○ 人権同和教育課長

2000年12月でございます。

○ 川上委員

じゃあね、その法律は1条から9条まであるはずですよ。その中で同和問題がどこに最初に書いてありますか。

○ 人権同和教育課長

第1条の目的の中で、「この法律は人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条、または云々」とありますが、第1条の目的の中にあります、最初に出てきます「社会的身分、門地」が1番目、2番目に記載されているものでございます。

○ 川上委員

うん、確かにここに、「目的、第1条、この法律は人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地云々」と書いてますよ。どこに同和問題と書いてあるんですか。

○ 人権同和教育課長

社会的身分とは、部落差別、同和問題のことであるという解釈をしております。

○ 川上委員

だれが解釈しているんですか。

○ 人権同和教育課長

だれが解釈云々ではございませんで、社会的身分、門地等々につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の中で、そういう同和問題のことであるということで解釈をしております。

○ 川上委員

適当な答弁したら、だめですよ。だれが解釈ということではございませんって、その前、あなた、解釈すると言ったやないですか。それで、一番最後にまた「こういう解釈です」と言ったでしょう。同和問題とか、同和という単語がないんですよ、この中には。あなたは一番最初に、同和問題が最初を書いてあると言ったじゃないですか。部長、部長、答弁してください。

○ 生涯学習部長

先ほど課長が答弁いたしましたのは、文言的には要するに同和問題とは書いてございません。この解釈は、いわゆる社会的身分とはということで、ここに表現をされているものでございます。

○ 川上委員

今の答弁は訂正ですか。

○ 生涯学習部長

先ほど課長が答弁いたしました、いわゆる同和問題ということのとり方の訂正をさせていただきたいと思います。（「明確に同和問題って言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：11

再 開 14：12

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

2000年公布、施行されました人権教育及び啓発の推進に関する法律に基づきまして、福岡県が作成いたしました福岡県人権教育啓発基本指針の中で、県はこの同和問題を第一に取り上げております。その中で、先ほど課長の発言の中で同和問題という表現が出てきたということで私は推測いたしております。しかし、また憲法の第14条におきまして、このすべての国民について法の下での平等をうたっております。この中で、門地ということがございます。これは生まれによって、要するにその同和問題、同和地区を過去指定をしていたという解釈で、先ほどの課長の答弁になったのではなかろうかと思っております。

○ 川上委員

だから、私が聞いたのは、課長答弁を訂正するのかと聞いたんです。訂正しないということね。この法律の中にね、同和問題ということが書いてあるという自体がですね。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：14

再 開 14：18

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

済みません。先ほど、県の教育啓発指針の中には書いてありましたが、法律的にはこの分については書いてございませんので、その分については訂正をさせていただきます。

○ 川上委員

それで、社会的身分、門地というように書いてあるので、それをもって同和問題だということもね、行政の認識としてはおかしいですよ。今、本市で社会的身分で差別されている方がありますか。ないでしょう。

それでね、福岡県が何かの文書の中に同和問題というのを最初に書いておるといふんだけど、実は、国がこの今あなた方が言った人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を策定して、これに基づいて人権教育啓発に関する基本計画というのをつくってますでしょう。あなた方、これ見たことあるでしょう。第4章に推進方策とありますよ。そして、2項に各人権課題に対する取り組みでありますね。1番、女性、2番、子ども、3番、高齢者、4番、障がい者、そして5番、同和問題、6、アイヌの人々、7、外国人、8、HIV感染者、ハンセン病患者等と書いてあるんですよ。で、9番、刑を終えて出所した人、10番、犯罪被害者等、11、インターネットによる人権侵害、12がその他となっておりますね。

まあ順番のことはいいですよ。要するに、あなた方は人権問題が生じていると書いているから、私がどういうことが生じているかと言うと、結婚や就職や何とかで生じていると思いますと答弁したね。そして、その次は、なぜ同和問題がはじめなのかと聞いたら、法律に書いてあるからと言った。ところが、法律にはそう書いてない。福岡県の文書に「同和問題をはじめ」と書いてあるから、それを持ってきたという言い方をするんだけど、国の方ではね、そういう順番になってないわけですよ。

だから、ここのところのあなた方の、3番、人権の尊重、男女共同参画社会の形成のところに長々と書いてるけれども、男女共同のところ以外はね、非常にあやふやなんですよ。そして、大体無責任ですね、今のやりとりを聞いているとね。そのことをね、指摘をします。それで、この問題の残りは、後ろの方でまた出てきますので、そのときにまたしたいと思います。

一応この項については終わります。

○ 委員長

続けて、川上委員。

○ 川上委員

続けて、少子高齢化の急速な進行のくだりですね、お尋ねします。

まず、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の目的についてお尋ねいたします。

○ 介護保険課長

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、介護保険制度の改正を踏まえまして、高齢者ができる限り住みなれた地域で安心して生活を続けられるように高齢者保健福祉施策の総合的な推進を図ることを目的としまして、平成18年3月に策定いたしましたもので、計画期間は平成18年度から平成21年度までの3カ年間となっております。この計画は、老人福祉法、老人保健法に規定されています老人保健福祉計画及び介護保険法に規定されています介護保険事業計画に該当する計画で、両計画は一体性をもって策定することとされておりますので、本市では両計画を一体的に策定したものでございます。

○ 川上委員

策定から1年たって、いろいろ介護認定の問題とか、電動ベッドのこととか、いろいろ高齢者の方から悩み事を聞いております。市としての取り組み状況、それから自己評価ですね、お尋ねします。

○ 高齢者支援課長

高齢者保健福祉計画から先にお答えさせていただきます。

高齢者保健福祉計画につきましては、介護予防の推進及び地域ケア体制の整備、高齢者の生きがいつくり、社会参加の促進といったことが大きな柱となっております。介護予防の推進につきましては、できる限り要支援・要介護状態にならないよう、予防介護を重視した制度の確立を目指した介護保険法の改正に伴いまして、18年4月に地域包括支援センターを設置いたしております。地域包括支援センターの主な業務は、要支援1・2の方々の新予防給付ケアマネジメント、特定高齢者——この方は介護保険では自立でありますけれども、虚弱な高齢者のこととございます、特定高齢者に対する介護予防事業を推進することにあります。

しかし、18年3月の合併や、介護保険法の大幅な改正があったことなどから、18年度の事業推進に支障を来さないよう事業の安定的な運営、施策の調整などに努めております。今後は特に特定高齢者の介護予防の施策を検討し、その推進に努めたいと考えております。

地域ケア体制の整備、高齢者の生きがいがづくり、社会参加の促進の特徴的な事業につきましては、まず第1に、地域福祉ネットワーク委員会の設置であります。地域福祉ネットワーク委員会につきましては、高齢化が進み、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者の見守り活動を初め、高齢者の生きがいと社会参加を促進することを目的といたしまして、自治会長、民生委員、福祉委員が中心となって旧飯塚市に9地区設置されております。旧4町につきましては、地域ネットワーク委員会が設置されていないことから、18年度では社協と連携を図りながら、旧4町の自治会長、民生委員などの方々と今年度の早期の設立に向けて協議いたしております。

なお、飯塚市全域に設置された場合には、地域福祉ネットワーク委員会は20となる予定です。

また、相談機能の強化や、地域の要援護者の把握、福祉サービス調整などのため、在宅介護支援センターを設置いたしておりますが、合併前は9カ所であったものを、18年度では未設置の旧穎田町を含め3カ所増加し、12カ所といたしております。今後、在宅介護支援センターは、さらに地域福祉ネットワーク委員会等と連携を図ることによって、災害を含めた緊急時の対応に関するシステムを確立して、高齢者が安心して住みなれた地域で暮らせるようにしたいと考えております。

次に、老人クラブ活動への支援であります。老人クラブにつきましては、魅力ある老人クラブとするため、19年度事業から転倒予防教室、食生活や高齢者の病気に関する学習会、また声かけ訪問活動などの活動を強化いたしております。これは高齢者の介護予防や健康づくりなどにつながることから、市としましても事業費を増額して支援したいと考えております。

○ 介護保険課長

引き続き、介護保険事業計画の取り組みにつきまして御説明申し上げます。

介護保険事業に関する基本目標としまして、介護サービスの質の確保と、介護サービス基盤の整備を掲げております。

介護サービスの質の確保につきましては、介護サービス事業者の方には事業者説明会等を実施いたしまして、介護保険制度の改正の内容、事業運営に必要な情報の提供、それから居宅介護支援事業者の方にはケアプランの提出を依頼し、ケアプランの内容についてチェックを行い、基準に合った利用者御本人に最も適した質の高いサービスが提供できるように指導を行っております。さらに、介護相談員を介護サービス事業所に派遣いたしまして、サービス利用者の相談を受け、サービス提供者との橋渡しを行い、サービスの改善、サービスの質の向上を図るよう努めております。

また、介護サービス基盤の整備では、高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活が続けられるように、市内を中学校区別に12の日常生活圏域に分けまして、各圏域に認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございしますが、そのほか小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの基盤整備を現在図っているところでございます。以上でございます。

○ 川上委員

介護保険については、介護予防ということが強調されて、介護認定についても状況が変わったんですが、認定状況、変化があつてと思うんですね。それはどういう状況になってますか。

○ 介護保険課長

平成18年度末、平成19年3月末現在の認定の状況を御説明申し上げます。要支援1から2、いわゆる介護予防の対象となる方が3,405人、それから要介護1から要介護5までの介護サービスの対象となる方が2,916人、合計で6,321人となっております。これは平

成17年度末現在の人数に比べますと、427人ほど認定者数は減っております。

○ 川上委員

それから、資料がありますかね。電動ベッド、それから車いすの貸しはがし問題ですね。貸し出し状況の変化が今わかりますか。

○ 介護保険課長

今ちょっと手元に資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

○ 川上委員

多分、今、貸し出しを受けている人は二、三十人ぐらいですか。貸し出しを受けている方は二、三十人ぐらいですか。

○ 介護保険課長

12月ごろの数字で、ちょっとうろ覚えでございますけれども、介護度がいわゆる要介護1、要支援1・2の方、いわゆる軽度認定者の方で、電動ベッドの、特殊寝台でございますが、利用者がおおむね20人ぐらい、それから電動車いす等の利用者がおおむね確か30人ぐらいだったと記憶しております。

○ 川上委員

これは500人とか、100人、200人ということで貸し出していたものが、この介護予防という名のもとで、貸し出し数が先ほど言われたような20人、30人に減ったんですね。大変なことだと思うわけです。実は、この方々は介護保険料、多くの方は年金から天引きでしょう。今度、後期高齢者医療制度が実施されると、場合によって年金が1万5,000円以上の方は6,200円程度、これはまた天引きなんですね。だから、介護保険料とあわせると、1万円ぐらいの天引きになって、どういうふうに暮らしていくのかということで、本当に悩んである方が多いと思うんです。

先ほど高齢者が多い集落、自治会問題、自治会のことなんかの質問があってましたけど、団地ごととか、もう少し小規模で見れば、65歳以上どころか、80歳ぐらいの方が多いというところもあるんですね。そういう状況の中で、この計画は10カ年計画なんですけれども、総合計画は。この高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、見直しを迎えるわけですね。このときにどういう角度と観点で見直すかというのが非常に大事になっていると思います。今の段階でお考えがありますでしょうか。

○ 介護保険課長

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、介護保険法の規定によりまして3年を一つの期間として策定するようにいたしております。次回の計画期間は平成21年から23年度で、平成20年度中に見直しを策定することとなります。その際には、現計画の進捗状況の評価、検証を行うとともに、介護保険制度の方針、地域の課題等を把握いたしまして、総合計画の方向性との整合性を図り、策定いたしたいと考えております。

○ 川上委員

現状から言うと、この問題は全国的ですので、国の法改正、制度改正が当然に求められると思うんですね。しかしながら、それがならない場合は、今の国の制度のもとでね、計画見直しということになるんですが、従来路線のままだと、ほかの制度というか、住民税の増税もありますよ、そういうのとあわさった形で高齢者、特に後期高齢者という方々は大変なことになる。そうなってくると、市はお金があろうと、なかろうと、独自の、独自財源で政策を打って、救済というか、独自施策で対応しなければならんということも生じてくると思うんですよ。その場合は、一定額の財政出動もね、余儀なくされる可能性があります。私はそう思うんですね。

ですから、今、財政危機だというふうに言われるんだけれども、本当にこの飯塚市が地方自治体として福祉の増進を図るという立場を貫こうとすればね、もっともっとお金が要ると、そういう覚悟をしなければならないんじゃないかと、むだ遣いをやめてというふうに思うんです

ね。

次に、次世代育成支援行動計画についてです。行動計画の目的、意義についてお尋ねいたします。

○ 児童育成課長

次世代育成支援対策行動計画の目的でございますが、次世代育成支援対策行動計画につきましては、次世代育成支援対策法に基づき、平成16年度に各市町で作成された計画を、平成18年度に1市4町合併に伴い、改めて統合、策定したものであります。内容的には、各市町での事業の施策の方向及び今後の方向性について統一化を図っております。本計画は、本市の次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育成されるよう、児童福祉施策の総合的な推進を図ることを目的に策定をしております。

○ 川上委員

合併前に、2005年、それぞれの合併前の自治体で策定されておるんですね。それをことし3月に統合したというんですが、取り組み状況、合併後というばかりにもいけないと思うんですが、どうか、また、どのように評価しておるかということをお尋ねします。

○ 児童育成課長

取り組み状況でございますが、少子化や、核家族化の進行や、女性の社会進出、共働き家庭の増加などにより、子育て環境が大きく変化している中で、子育て支援対策の必要性を十分認識し、185の事業を全庁的に推進していくことといたしております。共働き家庭の支援といたしまして、保育サービスの充実や放課後児童クラブの充実を図るなど、働きながら安心して子育てのできる環境づくりや、子育ての経済的支援を図るため、乳幼児医療費の公費負担分を市独自の施策により負担するなど、施策を講じております。基本理念で掲げておりますように、行政はもとより、家庭、地域、学校、企業など、共働きして子育てを支援していくまちづくりに努めていかなければならないというふうに考えております。

○ 川上委員

乳幼児医療費の問題とか、市長の姿勢も一部反映していると思うんですが、一部前進しているところは認めるんですが、危惧するところが幾つかあります。それで、公立保育所のあり方検討委員会が今度設置されますね。これはどういう位置づけで設置されるんですか。

○ 保育課長

平成16年度から公立保育所運営負担金が一般財源化されたことに伴い、公立保育所のあり方については、全国の各自治体とも見直しを迫られている状況にあります。本市におきましても例外ではありません。3月に答申を受けました次世代育成施策推進委員会の専門部会の提言書にもありますように、公立保育所のあり方について検討を進めることが緊急な課題ということでございます。そのことから、その答申をもとに、今後、公立保育所の民営化について具体的な検討をしたいというふうに思っておるところでございます。

○ 川上委員

今度の市報にその市民公募がありましたね。1名でしたね。それで、なぜ1名かということもあるんだけど、答申はいつを予定しておりますか。

○ 保育課長

先ほどにも申し上げましたように、18年度末で作成されました推進委員会の専門部会で決定されております。その中でいろいろ審議をされたわけでございますけれども、その提言に基づいてできるだけ速やかに実施するというので、現在のところ8月末を一つの目途にしておるところでございます。

○ 川上委員

ことしの8月末なんですね。公立保育所の民営化というのは検討テーマに入っていますか。

○ 保育課長

この件につきましては、非常に重要な課題だと思っております。まず、福岡県で見ますと、公立保育所の全体といいますか、平均の件数でございますけども、平均で大体6個程度でございます。飯塚市では15カ所あるということで、そういう状況等も十分現状としてはあるということもありまして、当然この民間の活力を導入するということは重要なことだと思っております。

○ 川上委員

今検討しているのは、10カ年総合計画なんだけれども、少子化対策、高齢化対策を強化しなければならないということです。そういうときに学童保育だとか幼稚園とか、たくさん大事な課題があるんだけど、この保育所、公的保育をどう発展充実させるかというのは非常に重要です。

そのときに、民間活力を生かすという名のもとに、今15と言いましたか、ある公立保育所、民営化を進めるということです。幾つぐらいまで減らすつもりですか。

○ 保育課長

そういう具体的なことにつきましては、当然検討委員会の中で検討をされる議題だというふうに思っております。

○ 川上委員

あなた方は事務局で入るでしょ。そして、たたき台とか素案とか出すじゃないですか。そうやって市民のせいだとか検討委員会のせいにするのはよくないと思う。

それで、私は、先ほど言った、今後10カ年の飯塚市の展望から言えば、公的保育充実というのは決定的と思うんです。その公的保育の充実の上で、公立保育所の果たす役割はまたかなめ石です。そういうかなめ石となっている重要な保育所から1番に民営化していこうという傾向はないですか。旧飯塚ではそうでした。市立横田保育所。

それで、私はこれ以上の公立保育所の民営化をするべきじゃないと思うんです。そのところをどうお考えですか。

○ 保育課長

提言書の中でいろいろあったと思うんですけども、その中での設置目的といいますか、1つ目が保育のサービス、2つ目が保育需要に適用した公立配置、あるいは整備、それと3番目が民間の活力ということでございます。3番目の民活活力といいますのは、具体的に申し上げますと、先ほど言われましたように、統合、あるいは民間保育所の活力をするために、そういうことで導入をやると、そういう、この3つを十分検討をしていただくというものでございます。

○ 川上委員

民間の活力とか民間の力を生かすというのは、一般的には大事なことです。しかし、ここではきちんと公立保育所を充実させていくという立場を市がとることが大事です。

保育の充実の名のもとに民営化するというのはおかしい。あなたがさっき答弁あったように、民間に任せていきたいという動機の最大のものは、国の運営補助金の削減でしょ、廃止でしょ。だから、お金の問題なんです。だから、お金のことは真剣に考えないといけないけれども、先に民営化ありきというのは、本市のこれからの方向とは相入れないのではないかということを目指しておきたいと思います。

それから、関連しますけれども、保育料、保育料は昨年に続き、ことしも所得税や住民税が上がる関係で、全体として上がるだろうと思うんです。特別基準改定がなくとも。思うんですが、今後保育料基準を引き上げる予定はないのかお尋ねします。

○ 保育課長

大変厳しい財政の中、保育料につきましては、国の徴収基準額の約80%で統一をいたしております。全国的に少子化が進む状況の中、安心して産み育てやすい環境づくりを進めるためには、子育てに対する不安の解消や負担の軽減が不可欠と思っております。

このことから、第3子につきましては18年度から無料となっているところでございます。今後の保育料の適正な負担のあり方につきましては、今後他市の状況を勘案しながら検討をしたいというふうに思っております。

○ 川上委員

それでは、ちょっと細かくなって恐縮ですが、全体、一定の10年間をイメージしながらしゃべっているつもりですが、児童クラブ利用料についてはどのようにお考えですか。

○ 児童育成課長

児童クラブ利用料でございますけど、合併前の児童クラブ利用料は、飯塚市3,500円、筑穂2,000円、庄内4,400円で、残り穂波、潁田は無料となっております。合併後の児童クラブ利用料につきましては、課税世帯は3,000円、母子・父子・非課税世帯が半額、生活保護世帯は無料と設定をいたしております。

児童育成課といたしましては、少子化や核家族化の進行や共働き家庭が増加する中、仕事と子育ての両立支援のための体制づくりとして、児童クラブ事業の充実を図ってまいりたいと思っております。

今後は、保護者のニーズを把握しながら、保育時間の延長等も含め、保護者が働きながら子育てしやすい環境づくりに努めていく中で、利用料の検討、値上げ等も視野に入れて児童クラブの充実にも努めていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

総合計画審議会が11月の6日から5回やっているでしょ。それで、会議録を見ますと、困るという審議委員の方の意見出ているでしょ。事務局は「胸に迫るものがある」と答弁しています。

吉田委員がこう言っています。抜粋ですが、「保育料はできるだけ安く。それから、児童クラブ等に子供たちを預ける費用も抑えた形で」とか、それから、「子育て支援。例えば教育とか、それから、例えば環境づくりというのに具体的なものがない」と、「もうこう議論をしている片一方では、保育料見直し、保育料を上げますというようなことであれば、何が子育て支援なのか」という意見が出ているんです。

これを受けて、事務局ですから、市の幹部と思いますけど、胸に迫るものがあつたというふうに答弁、答弁ではないけど、発言があっているわけです。

そして、総合計画が出て、10カ年どうするのというときに、今のように保育料値上げする方向、また、児童クラブ利用料値上げ視野に入れると、これはうわさが広がっただけで、飯塚に住もうかなと思っていた人が、ちょっと考え直そうとなります。今の瞬間で。

それで、せっかく子育て支援を強化しようというときなんだから、努力もしているわけだから、公立保育所の民営化とか、それから値上げとか、こういうのはきっぱりあきらめて、必要な財政出動はすると、そのためのムダは削るという方向でぜひ、これは市長が決断しないとなかなか行かないことかもしれませんけど、この中には「値上げする」とは書いてないから、市長の決断で値上げは回避できると思いますから、そのように、これは要望しておきたいと思えます。

次に、11ページ、総合的な環境対策について、11ページの5項です。「地球規模での環境保全意識の高まり」というところがあります。私が一番心配したのは、下の方に書いてあります「ごみの減量化」のことです。「循環型社会形成のためのごみの減量化」というふうに書いています。ごみ減量化は現在進んでいるんですか。お尋ねします。

○ 環境整備課長

ごみの減量化につきましては、それぞれ旧町、市において導入時期が違いますけども、それ以後は、今のところ、導入前に比べて大体10%が大体5%減というところで推移いたしております。

○ 川上委員

桂苑については、私も詳細に検討していないんですが、目尾の方のクリーンセンターの方は、一たん下がったけれども、ごみ袋の有料化で一たん下がったけれども、その後、横ばいというよりは増加傾向じゃないでしょうか。

なぜかという、人口が減っていますでしょ。それから、事業所も数減っているんじゃないですか。景気も悪いと。そういう状況の中で、ごみが横ばいか漸増というのは、やっぱり、ごみ減量結びついていないんじゃないかという、そういうように思うんです。

こういう状況の中で飯塚市が合併して、瓶と缶を分けなくていいとメッセージを送ったでしょ。こうなってくると、ごみ減量化、破綻しつつあるんだけど、その拍車をかけるんじゃないかと心配するんです。今後10年間、ごみはどういうふうになると見通していますか。

○ 環境整備課長

見通しというよりも、確かに、先ほど言われましたように、ごみ袋の導入が果たした役割の中で、ごみ減量化には一定の減量化つながったわけですから、それは評価できるんですけども、ごみ減量をさらに推し進めると、当然その中にはいろんな分別、リサイクル、そういったものを考えながら、それを推し進めることによってごみそのものを減らす、家庭系、また、事業系から出るごみ、そのものを減らすという方向があるかと思えます。

○ 川上委員

そうすると、この基本構想に基づいて基本計画をつくっています。この中で、ごみが減るということでプランをしているんですか。

○ 環境整備課長

というよりも、ごみを減らしていくというふうな考え方で基本計画を考えていきたいと思っています。

○ 川上委員

今は、数値的な目標とかはないということですね。

○ 環境整備課長

今その見直しを行ない、さらには、先ほど言いましたように、分別等を進めながら、今言われたような数値目標は立てていきたいと思えます。

○ 川上委員

じゃ、そういうときに幾つか計画を立てる上で考えないといけないことがあると思うんだけど、まずは、ごみは分別しなくてもいいですよというメッセージは取り消す必要があると思うんです。瓶と缶の一緒にいいよというメッセージを。これはどうですか。

○ 環境整備課長

これは合併協議の中で決められたこともありますし、これにつきましては答弁もいたしてきましたけども、今ここでそれを取り消すという考え方はございません。それよりも、処理施設そのものの処理形態とか、そういったものが、クリーンセンター、それから、それぞれの一部事務組合の施設で違いますので、そういったところも今後どのようにとらえるか、全体的なものを考えながら探していきたいと思えます。

○ 川上委員

あなたがこれを書いたわけではないんでしょうけど、「循環型社会形成のために、ごみ減量化や、ごみの分別などに取り組むとともに」と書いているわけです。ごみの分別というのはかなり決定的なんです。合併したらもうしなくていいよというメッセージを送ったと、それを改めない、矛盾しているじゃないですか、これと。

それと、それとも関係もあるんだけど、清掃工場、桂苑と目尾のクリーンセンター、これは総合計画の計画期間内に、最終処分場も含めて、耐用年限を迎えることはないかお尋ねします。

○ 環境施設課長

飯塚市クリーンセンターは、清掃工場、埋立処分場、リサイクルプラザが廃止されまして、平成10年4月から稼動しております。現在安定した操業を行っております。

まず、清掃工場の溶融炉は、1日の処理能力90トン炉を2炉備え、交互運転を行っております。御質問の耐用年数ですけれども、施設整備計画では15年となっておりますけれども、同じ溶融炉を持つ他の自治体での実績といたしまして、操業以来30年近く経過をしておりますけれども、大きなトラブルもなく、安定した操業を行っている施設もございます。この炉につきましては、その辺で御理解をお願いしたいと思っております。

次に、埋立処分場の耐用年数でございますが、これも施設整備計画では、埋立期間15年間で、平成25年度までとなっておりますけれども、現在、埋立開始から約10年間の経過の中で、総埋立量の約44.8%であります。このままの埋立状況で推移いたしますと、今後約10年間、平成30年度ぐらいまでは埋め立てが可能ではないかと考えております。以上でございます。

○ 川上委員

そうすると、この総合計画の中では、清掃工場の――桂苑は聞きませんでした。桂苑聞きませんか。

○ 環境整備課長

桂苑につきましては平成6年から稼動いたしております。それで、施設の耐用年数は一応15年というふうに考えておりますけれども、施設の使用状況、痛みぐあいなどを勘案しまして5年から10年ぐらいの延命が可能かと思っておりますので、大体平成26年ごろが耐用年数かなというふうに考えております。

○ 川上委員

そうすると、目尾の方のクリーンセンターと最終処分場は、特別な延命策をとらなくても計画期間内はクリアできるということです。そして、桂苑については、計画期間末期ごろに、現状だと耐用年限が来るだろうということです。延命策は何か考えていませんか。

○ 環境整備課長

いつもメンテナンスも心がけることは当然ですけれども、先ほども少し触れたかと思いますが、とにかくにもごみを減らすと、そして、そういった施設につきまして負荷を与えないということだろうと考えております。

○ 川上委員

ごみは減らすんですけども、ごみ減らすと、燃料入れて燃やすでしょ。ごみ減らすと炉をとめますか。

○ 環境整備課長

ごみを減らすといいましても、いろんな資源の回収を、例えばごみ袋なんかふやしたりとか、例えば個別収集で無料でするとか、いろんな考えかたがあるかと思いますが、そういったごみを幾らかでも減らしていくということですので、例えば全体量に対して2割も3割も減ることではございません。ですので、炉に特別のすぐ影響が出るということではありません。

ただ、今現在よりもごみを減らすことによって負荷が少なくなっていくというふうに考えております。

○ 川上委員

要するに矛盾しているんですが、ごみを減らせば、ごみ、熱量が足りんから燃料を入れるでしょ。だから、結局、延命にはそれはつながりにくいんじゃないかというふうに聞いたんです。

○ 環境整備課長

私の判断では、燃料は少なくなると思いますが。

○ 川上委員

燃料が少ないか多いかやなくて、延命策を聞いたわけです。いずれにしても、ごみを減ら

すということは大事だと思うんです。

それで、結局今、3基体制でいっているわけでしょ。目尾が2で桂苑が1で、基としては。

○ 環境整備課長

もう一つは、ふくおか県央の方にRDFで処理いたしております。

○ 川上委員

だから、相当努力してごみを減らせば、炉をしばらくとめることもできやしないかと、すぐというわけにはいかないと思いますけど、だから、年間の処分量を勘案して、その分だけ減らすわけにいかないとか、いろんなことを考えてみることも大事なかなと思ったものですから聞いたわけです。

最後に、総合的な環境対策を推進する上でいろんなことが大事になっていると思うんだけど、特に重要ということで力を入れていかれるのはどういう方向でしょうか。

○ 環境整備課長

先ほど来の質問と相続くところがあるんですけども、とにかくにもこの10年間、今ごみ減量を目指していきたいと考えております。それで、今後は、先ほどからも言っておりますように、分別を推進して、また資源回収に努め、ごみの減量化を加速させることが、先ほどから話も出ておりますように、施設の老朽化をおくらせる唯一の方法と考えております。

○ 川上委員

わかりました。これについての質問を終わります。

続けていいですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:04

再 開 15:15

委員会を再開いたします。

川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

基本構想案の11ページ、6番、安全で安心して暮らせる社会の形成についてですが、まず、浸水対策のことが書いてあります。浸水対策の当面の目標と進みぐあいについてお尋ねいたします。

○ 総務課長

浸水対策の目標といたしましては、7・19大水害後の被害が非常に大きゅうございましたので、これを軽減するというような目的で浸水対策を、10カ年の計画を立てております。

この10カ年の浸水対策の進捗状況でございますけども、主に国が行う事業と市が行う事業とがございます。国が平成18年度までに整備いたしました主な事業といたしましては、明星寺川関連では、新明星寺川ポンプ場新設工事、これが排水能力が毎秒26トンでございます。

それから、同じく明星寺川水系で1級河川明星寺川新設工事、これは、この明星寺川に新設しましたポンプ場に流れ込む河川の工事でございます。

それから、熊添川関連では、国交省のポンプ増設ほか事業ということで、菰田ポンプ場が毎秒15トンの能力であったものが毎秒20トンに増強されております。

また、現在整備中の主な事業といたしましては、新川、三緒浦川では、国交省のポンプ増設ほか事業ということで学頭のポンプ、これが毎秒10トンでございましたが、これを18トンに能力アップを図っておるところでございます。

それから、同じく近接しまして、下三緒の調整池造成ということで、5万トンの水をためる能力のある池を今作成中でございます。

この学頭のポンプにつきましては、本年度の出水期にはちょっと間に合わないというような

話を聞いておりますが、調整池につきましては、出水期に何とか間に合いそうだというようなことを聞いております。

その他の事業といたしましては、御承知のとおり、飯塚橋のかけかえ事業と、それと、芳雄橋のかけかえ事業、こういったものを実施中でございます。

また、平成19年度以降に計画中の主な事業といたしましては、明星寺川水系では、新明星寺川中流調整池新設工事、それから、姿川調整池新設工事などが計画されておるところでございます。

それから、市が行う事業といたしましては、ハード面とソフト面の2つの計画がございますが、ハード面では、平成18年度までに着手いたしました短期計画事業といたしまして、河川排水路改修事業、ちょっと詳細は割愛させていただきますが、排水機場、それから、水門整備事業、それから、下水道内水被害緊急改善事業ほか11事業を土木管理課以下関係7課がそれぞれ分担いたしまして実施しております。

また、平成19年度以降に着手する予定の中期計画事業といたしましては、河川排水路改修事業、それから、排水機場水門整備事業ほか7事業を、土木建設課以下関係4課がそれぞれ担当して実施する予定でございます。

また、平成26年度以降実施予定の長期計画事業といたしましては、河川排水路改修事業、それから、洪水流出抑制対策事業ほか4事業を、土木建設課以下関係3課がそれぞれ担当して実施する計画となっております。

ソフト面につきましては、平成18年度までに着手いたしました短期計画事業といたしましては、初動体制の強化、注意報が発令されましたときに、本町2名、穂波2名の職員が出務するというような体制、あるいは警報が発せられましたときには総計109名で初動体制に備えるといったような体制の強化を図っております。

それから、2点目といたしましては、連絡体制の強化といったことで、職員をすぐに呼び出すシステム、こういったものを構築したところでございます。

それから、3点目といたしましては、情報収集体制の強化ということで、河川監視カメラの設置7カ所、それから、河川パトロール班の新設、それから、公用車5台への拡声器の設置、それから、携帯無線機の10機の増設といったような事業を主に総務課が担当して実施しております。

また、ソフト面で平成19年度以降に着手する予定の事業といたしましては、全体計画の整備ということで、これは平成18年度から着手しておりますが、地域防災計画の作成、それから、要援護者避難支援プランの作成と、こういったものを計画しているところでございます。

それから、情報伝達方法の整備ということで、今後最も力を入れなくてはいけないのは、恐らくこの同報系防災行政無線システムと、こういったものの整備が重要ではないかというふうに考えております。こういったもろもろのソフトに関連する事業を、総務課並びに関係各課が担当して実施する予定となっております。以上でございます。

○ 川上委員

わかりました。

それで、災害発生時の、11ページの一番下の行なんです、災害発生時の応急復旧態勢や災害対策の取り組みを進めるということが書いてあるんですが、私が今心配しておりますのは、その応急復旧態勢や災害対策の拠点となる市の施設、水害のことは大体わかるんですが、震災にどの程度対応できるのかということが非常に心配をしております。

そこで、本町と各総合支所の耐震設計基準はどうなっておるのか、お尋ねします。

○ 総務課長

まず、お尋ねの耐震設計基準の前に、地震災害の場合の対応を若干説明させていただきたいと思っております。

地震災害への対応は、風水害の対応とは異なるところがございます。特に震度6以上の地震を想定した場合は、被害の規模は極めて大きいと予想されますことから、その対応も非常に困難なものになるというふうに考えております。

本市の初動マニュアルによれば、その主な違いと申しますのは、まず、参集方法は、震度4以上の場合は自主参集というような形になりまして、呼び出しというようなことは行いません。

それから、災害対策本部につきましては、当初から第3配備態勢、いわゆる全員執務という体制をとる予定になっております。

それからまた、お尋ねの件ですが、本部の設置場所も、本庁舎のほか第2別館、穂波支所、防災センターのいずれかというふうに設定しておりまして、いずれかの無事なところを本部にするというような考え方でおります。

それから、避難所の開設基準につきましても、一応市がしておりますすべての避難所は対象になります。

それから、この避難所の開設者も、地震の場合は例外的に各施設を管理する班が開設するというふうな初動体制になっておるところです。このため大規模地震が発生した場合は、本部機能も十分に果たせない恐れがあるため、おのおのがその職責を自覚いたしまして、臨機に被害の最小化のために最善を尽くすことが大事だというふうに考えております。

それから、本部の設置の場所の件なんですけれども、各支所の建築年次を申し上げますと、古い方から庄内が昭和31年8月建築となっております。それから、本庁飯塚が昭和38年4月に建築いたしまして、3階、4階部分を昭和47年の1月に増築しております。それから、穎田につきましては昭和55年の11月の建築でございます。

実を申し上げますと、昭和27年に建築基準法が、古いものができておりまして、その後、特に耐震設計の大きな見直しというのは昭和56年になされております。建築基準法の大改正が昭和56年になされております。この昭和27年から昭和56年までに建築されたのが、この庄内、飯塚、穎田ということになっておりまして、いわゆる旧耐震設計に基づいて建築されたというふうに考えております。

一方、穂波、筑穂につきましては、穂波が平成6年の11月、筑穂につきましては平成14年の8月というふうになっておりまして、この昭和56年の新しい耐震設計法によりますと、震度5以下では被害が生じないと、それから、震度6、7というレベルになりますと、倒壊による人的被害を出さないというような目標で、この新耐震設計法というのが建築基準法に盛り込まれているということになっております。

したがって、この昭和56年以降の建築であります穂波、筑穂であれば、恐らく倒壊してしまって人が下敷きになってというような、そういうことにはならないのではないかとこのように考えられますけれども、何分その辺の耐震強度をキチッと調査したわけではございませんので、そういった目標に基づいて建築されているということで御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○ 川上委員

何しろ1981年の新耐震基準で設計されておるのは、穂波庁舎と筑穂の庁舎だけということなんです。10カ年計画ですので、耐震補強だとか検討する必要があるのではないかとこのように思います。

それから、その下の、その次のところを呼んでいきますと、率直に言って、災害対策について非常に市民の力の発揮が強調されています。確かに市民の皆さんがいろんな教訓、記憶を経て、頑張れる部分で頑張るといことももちろん大事だと思うんですが、行政の役割については、率直に言っては非常に鈍感な記述になっているんです。例えば、総合支所の職員体制、合併前後して大幅に減少しています。筑穂は4分の1ぐらいになっているんですか、常駐職員は、

こういう中で、22日に防災会議があるということで、それまでには体制についても検討をするというふうに総務委員会でお聞きしておりましたが、この支所の人員配置の少なさというのは、防災体制に非常な影響を与えておられると思うんです。このところ5月22日まで待つということはないと思いますので、今どう考えておられるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○ 総務課長

先ほど支所の動員体制の件でございますが、これはせんだっての総務委員会でもお答えいたしましたとおり、今現在練り直しをしている最中でございます。ほぼ水防計画の原案についてはできつつあるのですが、やはり委員の御指摘のとおり、今、注意報態勢、警報態勢については何とかかなりそうな検討中でございますけれども、第1配備まで何とか支所で動員できればというような考えでございますけれども、本庁からの応援体制といったものも、これは検討しなくてはいけないというふうには今は考えております。以上でございます。

○ 川上委員

何しろ人口は減る、高齢化は進む、職員は減る、それから、異常気象が続いて地震はいつ起こるかわからないと、こういう状況ですので、災害対策の大もとについて節目節目を押さえておく必要があるだろうと思います。やっぱりここは職員の皆さんのプロの知恵と力を集約するときではないかと思うわけです。

続いて防犯灯です。暗い夜道に光る防犯灯は、防犯上非常に重要な役割を果たしていると思うんです。改めて聞くまでもないと思うんですが、その辺の認識をあえて聞かなければならない事態が生じておりますので、防犯灯、防犯上大事かということをお尋ねします。

○ 総務課長

防犯灯につきましては、合併以降、本市では通学路など、行政の方の責任で設置しなければいけない部分と、それと、自治会等で設置していただいて、管理についても自治会がやっていた分と、そういうふうな分け方で統一を今図っているところでございます。

今現在では、本庁、穂波では市で管理している分が明確にわかっておりますけれども、自治会で管理していただいている分については本数、実は不明でございます。筑穂、庄内、穎田につきましては、それぞれ自治会が管理していたり、あるいはすべて行政が管理していたりしていただいておりますけれども、これらについても一応市で管理する分と自治会で管理する分というふうに分けて整理したところでございます。

したがって、防犯灯については十分防犯上必要な設備だというふうな認識ではおりますけれども、やはり自治会の方で責任を持って、設置管理も含めて検討していただくということもこれからは大事ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○ 川上委員

10カ年計画の、ことしが初年度です。合併2年目なんですが、庄内と穎田で防犯灯が撤去されることになっております。何本撤去されることになっておりますか。

○ 総務課長

せんだっての総務委員会では、庄内町におきまして自治会の方で不要と申しますか、必要ないだろうということで撤去されたのが5カ所、それから、穎田町の方で不要ではないかということで撤去されたのが13カ所というふうにお答えいたしました。その後5月に庄内の方で7カ所さらに追加が生まれて、庄内の方ではトータル12カ所、それから、穎田の方では13カ所撤去されることになっております。以上でございます。

○ 川上委員

筑穂の方はどうですか。

○ 総務課長

筑穂の方はちょっと聞いておりません。聞いておりませんといいますが、調べましたけれども、ちょっとわからないということでございます。

○ 川上委員

周辺部なんです、いわゆる。それで、合併して1年目は現状だったけど、2年目からは、制度が変わって、いろいろあるんでしょうけど、今までついていたというか、必要だからつけてきたわけです、基本的には。それがやっぱり12本も13本も切られると、筑穂ではどうなるかもわからないという状況です。これは行革なんです、市長。それで、財政効果はどれくらい上がったんですか、これで。

○ 総務課長

何分平成19年度からそういうふうな調整をいたしたものですから、まだ電気代等の金額は計算しておりません。

○ 川上委員

行革なら財政効果がわからないで制度改正ということはないと思うんです。これはやみくもに合併に伴って制度を扱ったということになりはしませんか。これから基本的に10カ年の間で暗いところは、危ないところは明るくしていくという方向で向かうのか、金がないから、今ある電灯、街灯を町内会がとめてしまっても市は平気ということなのか、どちらの道をいけますか。

○ 総務課長

防犯灯の撤去の理由でございますけども、例えば、現状で十分に明るいためと、必要以上に明るいと不審者がかえって出没するというような理由も上げられているところでございます。

したがいまして、確かに行革という側面も非常に大きいわけではございますけども、先ほどこの計画の冒頭でもございました、いわゆる住民の方々自身に判断していただくと、自主的、主体的に判断していただくというような形が最もよいのではないかというふうにも考えられます。

したがいまして、そういったものも踏まえまして、単に財政というような事情だけではなくて、地域の方々と一緒に行政の役割、自治会の役割といったものを考えていく一つの契機でもあろうというふうに考えているところでございます。

○ 川上委員

こういう自己決定、自己責任というのは大変困る。審議委員会、第何回目かちょっと確認していませんけども、岡山さんという大学生の審議委員がいるんです。この方が、ちょっとあえて紹介しますと、このように発言されています。

「自分の学校の友達とかもいろいろ言っていることなんですけど、やっぱり街灯とかがなくて、すごい帰るときが不安だという、実際3年前ですか、イギリスの方で殺人事件がありましたよね、そういうところを毎日帰って通学路として使っている人がいるんですけど、友達が。その人に聞いても、まだそこら辺とかすごい暗いし、また事件がどこで起きてもおかしくないし、だからやっぱり街灯とかの数をふやしてもらいたいというのが一つ、それがあれば、また安全で安心して暮らせるというのは少しでも見えてくるんじゃないかと思います。」と、この方は、ほかのところではたくさん発言はされていないんです。そういう意味では、想像されたらわかると思うんですけど、大学生が22人の中の一人として、かなり勇気を持って手を挙げてしゃべっているわけです。これにこたえるように我々頑張らんといかんのかなというふうにも思うんです。

それで、防犯は防犯灯だけでやるものやないとか、いろんなことを言う人もいますけども、やっぱり必要なんです。ですから、防犯灯についてはきちんと位置づけて、財政効果もわからないで行革というのもないもんだと思うんですが、そういう位置づけをきちんとしてもらいたいというふうに思います。これは指摘しておきます。この質問は終わります。

13ページに、8番、人と人との共生の時代の到来というところがあります。それで、これお尋ねしますけど、下から4行目です。「地域のことは地域の市民みずからが決定し、その責

任も負っていくという地域分権型自治を推進するとともに」と書いてあるんです。これは地域分権型自治というのはこういうことなんですか。これはどこの担当で書かれているか知りませんが、「地域のことは地域の市民みずからが決定し、その責任も負っていくという地域分権型自治」、これちょっとお尋ねします。

○ 総合政策課長

先ほどお答えの中にも少し出てきたかもしれませんが、地方自治の基本的な考えの住民自治という考えの中で、住民みずからがみずからの地域のことを考え、みずからの手でおさめていくという基本的な考えを述べております。

ただ、住民の人たちだけではない、やはり団体自治ということもございまして、市町村が一緒に自主性、自立性を持ってやっていくということもございしますが、ここでは住民自治という中の表現でさせていただいておるところでございます。

○ 川上委員

実は、それに続けて、もう少しわかりにくいところもあるんです。下から3行目ですけど、「この地域分権型自治を推進するとともに、地域の雇用拡大や地産地消の推進など、地域経済の活性化に貢献し、」この地域の雇用拡大に貢献するというのは、どういうイメージでおられるんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:43

再 開 15:45

委員会を再開いたします。

○ 総合政策課長

どうも失礼いたしました。一応ここの地域の雇用拡大、また、地産地消の推進などという、やはり地域コミュニティ、地域の力で、特に地域の民間活力、また、産業の振興、地産地消の推進など、地域経済の活性化の貢献も期待しておる記述でございます。

○ 川上委員

地産地消の方とかはイメージがわくんです。地域の雇用拡大というのがわきにくいわけです。これはわからないということで確認しましょうか。

○ 企画調整部長

ここの表現は、これからの飯塚市の将来のまちづくりを進めるに当たりましては、住民参加によりますまちづくりは当然でございます。この方策として、市民みずからが決定し、そして、責任を持ってこのまちづくりを進めていくということとともに、ここでは地域の雇用拡大、いわゆる雇用の拡大や地産地消などの推進を図りながらこの地域経済の活性化を進めていくというような表現で、大きくこのまちづくりの、将来のまちづくりに対する方向性を示しておるということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

結局、自己決定、自己責任という、あなた方の地方自治の本旨という点から言うと薄っぺらな言葉がここに破綻しておるわけです。つまり、市民が雇用とか地域経済の活性化に貢献するというのは、市民が貢献するというか、市民の行為ですから、それを行政がどのように貢献するかということじゃないですか。

ここでは、民間活力の導入とか活性化とかいうんだけど、ここにきちんとした公の関与がなかったら、公務労働の関与がなかったら、民間の力は立ち行かないというのが、日本全国今あらわれている姿でしょ。

だから今、皆様方公務労働者は、我々も同様の立場かもしれませんが、きちんと市民の役割と結びついていかなければ、むしろ積極的な役割を果たしていかなければこういうことは難

しいと思うわけです。特に雇用とか。地域の一番の大企業は市役所じゃないですか。ここの振る舞いとかいうのは大きいです。だから、そういうことは指摘しておこうと思うんです。ここは終わります。

○ 委員長

引き続き川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

続いて、財政状況の逼迫化の問題です。これについては、最後の方で財政シミュレーションにかかわるところの質問はさせてもらおうと思います。その前に幾つかお聞きしておこうと思うんですが、このくぐりの2行目に、「平成18年度の予算では大幅な財政収支の不均衡が生じた」とあります。完結で構いません。どういう状況か説明をお願いします。

○ 財政課長

ここの記述につきましては、18年度の当初予算のことを引用しております。それで、18年度の当初予算では52億円の基金の取り崩しで当初予算の収支のバランスをとったと、こういうことでここに記述させていただいております。

○ 川上委員

そうすると、続いて、来年度の予算編成ができない危機的な状況というのがあります。これはどういうことですか。来年度というのは19年度のことですか。それとも20年度のことですか。その年度のことと、内容等を少し説明をお願いします。

○ 財政課長

ここで、先ほど説明いたしましたように、18年度をベースにしておりますので、そのままの財政運営変わらなければ、次の19年度も50数億円の財源不足が生じるのではなかろうかということでのこういうことでございます。

それと、基金の残高につきましても52億円という基金の残高がありませんでしたものから、こういう表現になっております。

○ 川上委員

そうすると、この部分は書き直ししますか。

○ 財政課長

この表現のままにさせていただきたいと考えております。

○ 川上委員

平成19年度は予算編成ができない状態になっているんですか。

○ 財政課長

こういう事態を受けまして行財政改革に取り組んでおります。その結果、基金の取り崩しが発生する見込みであります。予算編成はできる見込みであります。

○ 川上委員

だから、これが策定日を、これはいつになるんですか。策定年度は、18年度の策定になるんですか、19年度の策定になるんですか。

○ 総合政策課長

本来であれば、今年の12月の議会に御提案申し上げる予定でございましたけど、諸般の事情により3月お願いいたしまして、6月の議決をお願いしておる状況でございますが、一応策定日は議決をいただいたときというふうに認識しております。

○ 川上委員

そうすると、ここの年度のところも、平成19年度のことならどういうふうにか書かないといけないだろうし、平成19年度のことであれば予算編成できるということでしょう。ですから、ここは書き直す必要があるんじゃないですか。市長。

○ 総合政策課長

この案を策定させていただきましたのは年度も終わりの方でございますが、平成18年度で案を作成させていただいておりますので、この原案どおりでお願いしたいというふうに思っております。

○ 川上委員

それでいいですか。ちょっと答弁待ちましょう。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:55

再開 15:56

委員会を再開いたします。

○ 財務部長

今お尋ねの件につきましては、私はすごく自然な疑問だろうというふうには思っております。ただ、この基本構想というのは、去年の12月6日に答申を受けた内容でもございます。そして、確かに現時点においては、この辺の問題ありますが、じゃ、そうなってきましたと、現時点においてこの中に上がっている数字をすべて最新の数字に置きかえるかどうか、ただ、ここだけを単純に扱えばいいということにちょっと私は、答申いただいた内容等々から、ほかにそういう記述がないのか。

例えば、数字的なものがなければ、それはこの委員会で、そういう要望でということであれば、それも不可能ではないと思いますが、ほかのところのこの答申された時点というのは、あくまでも去年の12月の時点での、そしてしかも、先ほど財政課長が答弁しましたように、あくまでも当初予算ベースでの中の記述ということになっております。

基本的にここを扱う場合は、本来は18年度の決算が固まって、正確に、正式にそれが固まっておれば、ここの記述もある意味ではまた今度は変えることも、まだ今のところ完全に18年度は固まったわけでもございません。ただ、大方のところは当初、御存じのように、52億が20数億に若干減ったということは事実ではございます。

ただ、決算として固まったわけでもない、それと、答申された時点と違う、あくまでも去年の12月の段階での基本構想で答申された内容で審議いただいているということから関しまして、ほかの数字に影響が、最新のとに、一番わかった状態ですべてを書きかえるのかどうかという問題等々疑問がございますので、できれば答申を受けたこの12月の時点でのことで審議、このままで行かせていただいたらというふうには考えております。

○ 川上委員

原子力発電所もんじゅで大変な事故が起こっていて、隠ぺいして、責任者はそれを知っておったけど、犠牲者も出たというようなこともあったんだけど、訂正するか削除するかいろんな、事実と違うんだから、19年度は予算編成ができたんでしょ。だから、ちょっと検討してください。このままちゅうわけいかんでしょ。

今直ちに検討します。それなら委員長に相談するけど。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:59

再開 16:00

○ 財務部長

今しばらく、これは総括質疑までにちょっと内部で検討さしていただいて、そのときに返答さしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

わかりました。

それと、下から3行目に、徹底した行財政改革に取り組むことにしているけれども、市民の理解を得ていく必要があって、徹底した情報公開を行うというふうに書いてあるんです。さっき言ったんだけど、去年のタウンミーティングです。たびたび言うんであれかもしれませんが、52億円の財源不足ということを、1,400人の市民の前に12回言ったわけです。延べ1,400人。

それで、私が9月議会で反省することはないかと聞いて、やむを得なかったというような答弁なんです。それで、その態度と徹底した情報公開というのはやっぱり一致しないです。だから、皆さんが反省されたんだろうと思うんです。だから、そのところをちょっと聞かせてください。

○ 財務部長

確かに御指摘の、ある1点、いわゆる交付税の約10億近い増額がわかっておったんじゃないかという御指摘だったかと思いますが、その時点で確かに確定していたのは交付税だけでございます。その他についてはまだまだいろんな変動要因がございましたから、ただ1点違うことだけですべてを、ということ、ですから、もちろんタウンミーティングを始めたとき、ちょっとたってからそのところがわかったんですが、そうしますと、初めにやったところと終わったところの説明は全然、住民に対する説明も変わってきますと。

それと、変動要因はたくさん、そういう方に、事業とか、いろんな、その当時予定していなかった事業も後半では補正では起こしております。それに伴います財源も。ですから、あくまでも当初予算ベースでというおことわりをして、タウンミーティングに臨んで52億の財源が、確かに言わっしゃるように、交付税の10億というのは非常に大きな数字でございまして、その分はわかっておりましたが、ほかの変動要因がどうなるかということは全く不確定要素がたくさんございましたので、あくまでも当初予算ベースでタウンミーティングは最初から最後まで同じ数字で住民の方に統一した見解で説明申し上げたということでございます。

○ 川上委員

仕方なかったと、反省することはないという、そういう答弁でしょ。反省することはないんですね。私は確認しますよ、心の中で。

それで、その程度なんです。皆さんの情報公開徹底とかいうのは。だから、これからも情報公開で何ぼ不足とか何とかと言うでしょ。言っていないことがいっぱいあるということになるわけです。

それで、それを象徴的に示しているのが鯉田地区工業団地開発の総事業費、今でも明らかにしない。市長、だから、情報公開というのは、市長の言う情報公開というのはこの程度のことなんですか。市民との協働とか、戦略プランの中に入っているわけです。戦略的、戦略計画の中に情報の共有とか入れているじゃないですか。そういう中で、こういったことも52億円とか、それから、鯉田の総事業費なんかも言わないと、これがやっぱり飯塚市長、齊藤市長のやり方かということになるわけです。

○ 財務部長

再三質問者が御指摘の鯉田の大型開発でございますけど、これは、先日のたしか市長答弁もあったかと思いますが、中身的には、正直申して、内部的には、だから大方どれぐらいかかるだろうということは正直いろんな詰め方をやっております。

ただ、このいろんなやり方についての経費の算定がそれぞれ違ってまいります。当然これを議会に相談申し上げる、計画なり実施計画、あるいは基本計画を上げるときは、全体の、大方の工事はこれぐらいかかりますとか、全体計画は当然説明することになると思います。

その前に、大方どれぐらいかかるという数字が勝手にひとり歩きする。土木、造成の仕方だっているようなやり方で工事額が相当大きく、面積が、御存じのように予定としては広うございますので、ちょっとしたことで数字が1億や2億すぐ動くというような代物でございますので、

できるだけ安い方法はないか、できるだけ効率的な造成方法はないか、費用のことも内部的には詰めております。

ですから、最終的にこれを予算上で、ここの基本計画なり実施計画を上げるときには、当然議会の方にも全体、大方のたとえばタイムスケジュールなり全体の費用額等々は説明しなければならぬと思うし、当然すべきであろうというふうに考えておりますので、いましばらくお待ち願いたいというふうに思っております。

○ 川上委員

私は、鯉田のことをくどくど言うのは、何百万円とかいうぐらいのことじゃないでしょ。それで、いいですか。行財政改革策定を公表したのは11月6日でしょ。この中には、この鯉田に何十億円という金をつぎ込むことは考慮されていないわけ。そうでしょ。5カ年で130億円財政縮減効果を生むというのが実施計画でしょ。130億円です。

その一方で、それには鯉田に何十億円という金をつぎ込む、関連事業を含めて。それが全く考慮の外なんです。じゃ、この行財政改革何なのかということに当然なるじゃないですか。三菱と話がついたのが11月の初めでしょ。まさに行革を出したそのときです。そして、総合計画はその日に諮問されて、1カ月後に答申です。だから、一つ二つのことを言わなかったということじゃないんです。

だから、あなた方が情報を正確に出さない理由もある。それから、全く情報を出さない理由もある、今ずっと言われた。これがあなた方の言う徹底した情報公開の実態です。この数十億円という事業は相当な影響を持ちます。それを言わないんだから。

それで、続けたところに、「市民と行政が危機意識を共有する」と書いてあります。私は、市民の皆さんの中にも財政状況がわからないで、はっと言う人もおられるかもしれません。でも、基本的には、今度の議会リコールの署名にもあらわれたように、多くの市民の方々を市財政の状況について大変な危機感、心配しています。

行動であなた方は、あなた方自身の行動で、自分たちの方が危機意識が弱いということを示しているんじゃないですか。私は、どう考えても、文言ではこういうふうを書くけど、実際的な行動では危機意識が非常に弱い、薄い、市民よりあなたの方が弱いんじゃないかというように思わざるを得ないんです。

これを指摘して、最後に、10カ年計画期間中に、財政再建を軌道に乗せる展望、この期間中どのように考えておるのか、シミュレーションの関係もあると思うんですが、答弁をお願いします。

○ 財政課長

財政の逼迫につきましては、ここに記載してありますとおりでございますが、10年間の財政見通しについてでございます。昨年の11月に平成18年度の決算見込みをベースに、平成27年度までの財政シミュレーションを作成いたしました。このシミュレーションをもとに説明させていただきます。

シミュレーションの作成に当たりましては、一定の条件を設定いたしますが、今回は行財政改革をしなかった場合での収支、それと、行財政改革の効果を盛り込んだ収支をシミュレーションいたしました。

行財政改革を取り組まなかった場合、毎年40億程度の財源不足となり、改革の効果を盛り込んだ場合は、平成19年度では約20億円の効果が見込まれ、その後順次効果額が増加いたしました。行財政改革の最終年度の平成22年度ではおおむね単年度収支がとれる見込みとなっております。

しかし、このシミュレーションも一定の条件のもとに行っておりますので、急激な社会情勢の変化や、国の地方財政対策等が変更になれば、シミュレーションの結果も変化してまいります。これは、あくまでも行財政改革を確実に実行した場合のことでございます。

また、本市は現在、合併によりまして普通交付税の特例措置を受けております。この額は年間20数億円を加算されておりますので、この措置も合併11年目より順次減額となり、11年目より特例措置がなくなりますので、非常に厳しい状況となることが予想されます。

財政が成り立つのかということですが、こういう合併特例措置が終わることを念頭に置いて今後の財政運営を行っていかねばならないと考えております。

○ 川上委員

これから10年の間は、社会的大きな変動もあるし、それから、国の方が地方自治体を応援することに熱心でないの、なかなか大変な状況があると思うんです。

それで、そういう国の態度を変えさせる取り組みも、地方6団体先頭にいろいろあっていますし、私たち日本共産党も国会でいろんなことをやったりもするんだけど、地方自治体は、福祉を増進するのが仕事だから、想定以上の仕事ももつとせんといかんわけです。だから、お金を持っていると思うんです、実際上は。

そういうときに住民に大きい負担をかぶせて、そして、何かわからないところには何十億円というお金をつぎ込もうとしていると、しかもこの借金は、場合によって土地開発公社に入っていくと、数字が見えなくなるということもあるのではないかと私は心配しているんです。

夕張があれば飯塚と同じぐらい、10分の1の人口で飯塚と同じほどの借金が出てきたのは、一般会計では見えなかったわけでしょう。それで、あつと言ったときにはもう遅いということになるので、私は、こういう大型開発、不要不急、ムダを思われるものについては何度でも再検討して、とめるべきは早くとめると、目尾だつとまっているじゃないですか。

そのことをキチンと据えないと、シミュレーションが文字どおり絵にかいただけと、課長も言われましたけど、不安定要素の方が多いんですから、そのことを指摘して、この項の質問を終わります。

○ 委員長

八兄雄二委員の質疑を許します。

○ 八兄委員

単純ですけども、新市建設計画と財政シミュレーションとの整合性について教えてください。

○ 財政課長

財政シミュレーションとの整合性ということですが、財政の逼迫につきましては、今、川上委員からの質問でお答えいたしましたところでございます。それで、この逼迫化につきましては合併前から把握をしておりましたので、新市建設計画の中でも行革の必要性を盛り込んでおりました。合併後の状況につきましても、先ほども説明いたしましたように、三位一体改革によりさらに厳しい状況となっておりますので、行革に取り組んでいるところでございます。

それで、先ほども申しましたように、シミュレーションではどうにか10年程度は単年度収支がとれる見込みであります。しかし、先ほども申しましたように、合併特例措置もその以後切れてまいりますので、新市の総合計画を確実に実施していくためには、財政基盤の確立が必要不可欠となってきます。先ほども申しましたように、行財政改革に取り組んでいるところでありますが、今後も行財政基盤の確立のために、さらなる取り組みを行っていかねばならないと考えております。

○ 委員長

では、次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、総括質疑として、保留しました以外の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16 : 14

再 開 16:15

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。議案第6号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明5月16日午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、議案第6号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明5月16日午前10時から委員会を開き、審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、第1次総合計画基本構想特別委員会を散会いたします。どうも皆様お疲れさまでした。